

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

五十四

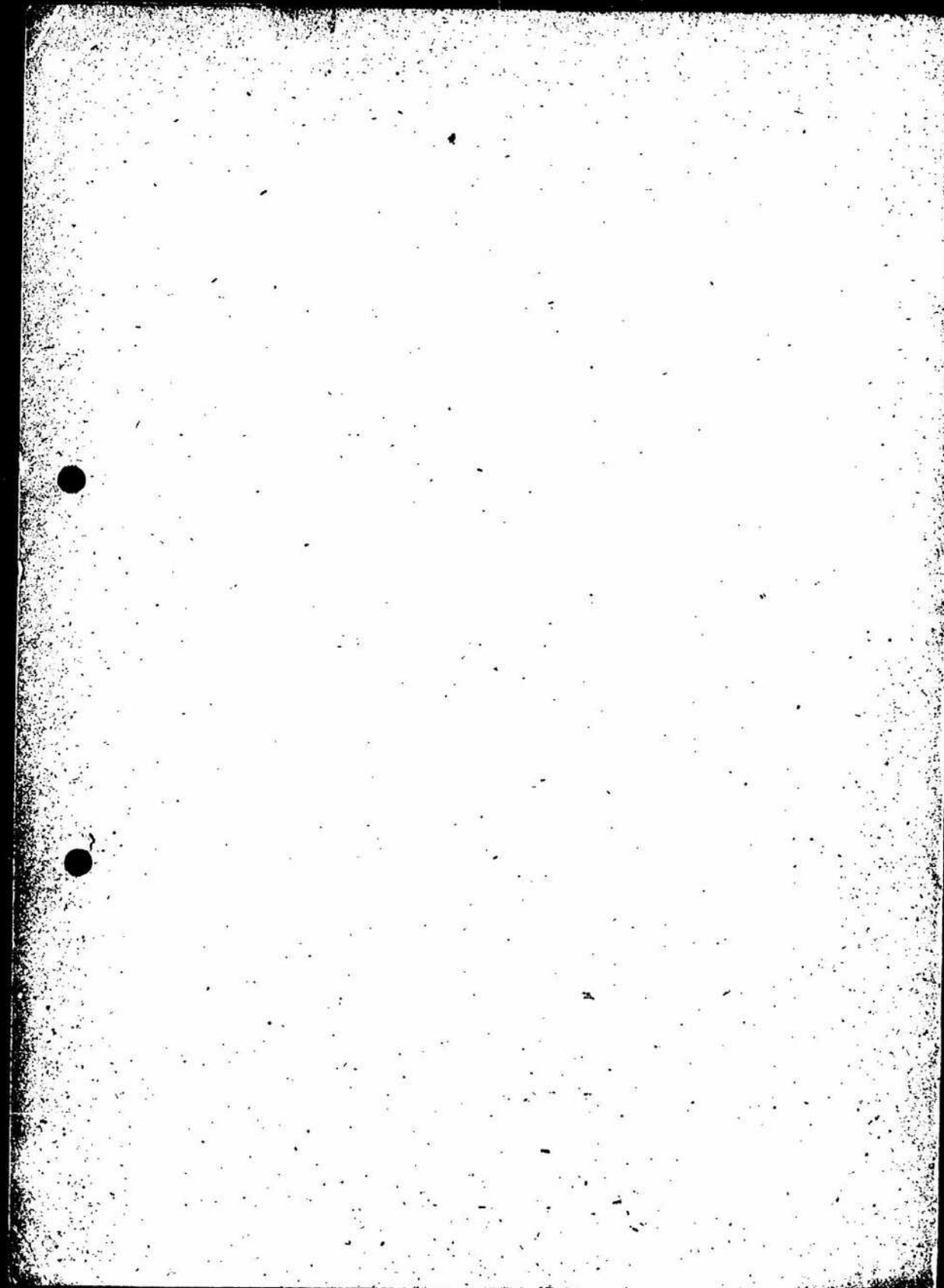
# 會計關係

昭和二十三年五月

財閥關係役員再審査委員會事務記

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-14
	⑤5056

5056



13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

発受信着	日附	番号	件名	発受日附
総務廳官房會計課長	昭和二十三年五月十四日	財再審 オ五号	官報抄開及委託採購 オ五号	昭和二十三年五月十四日
東京地方警備局長	五月二十五	オ七号	常局用自動車配属 オ七号	
総務廳官房會計課長	五月二十	オ八号	ガソリン特許依頼 オ八号	
総務廳官房會計課長	五月二十五	オ二五号	委員会議用煙草 オ二五号	
総務廳官房會計課長	五月二十四	オ一五号	連係用自動車配属 オ一五号	
内閣官房長官	五月二十六	オ二一 オ二二 オ二三	當局職員採用 オ二一 オ二二 オ二三	
内閣官房長官	五月二十五	オ一八号	官報抄開及委託採購 オ一八号	
東京地方警備局長	五月二十五	オ四七号	扶助手当の支給 オ四七号	
総務廳官房會計課長	五月二十五	オ四六号	政府職員の給与 オ四六号	

総 理 廳

めくられず

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十行用紙)

發  
受  
信  
着

日  
附

番  
号

件

名

發  
受  
日  
附

總  
理  
廳

裏  
面  
白  
紙

日本標準規格B5 (十四行罫)

2

發  
受  
肩  
着  
日  
附  
番  
号  
件  
名  
發  
受  
日  
附


総  
理  
廳

裏  
面  
白  
紙

日本標準規格 B5 (十行行罫)

發  
受  
信  
着  
日  
附  
番  
号  
件  
名  
發  
受  
日  
附

總  
理  
廳

裏  
面  
白  
紙

日本標準規格B5(十四行紙)

4

裏面白紙

																				發 信 者
																				日
																				附
																				番
																				号
																				件
																				名
																				發 信 日 附

總  
理  
廳

日本標準規格 B5 (十四行罫)

5

財再審第五号

昭和三年五月十四日

財閥關係役員審査委員會事務局長 殿

總理廳官房會計課長 殿

新聞購讀方申請の件

首題 新聞購讀方申請の件  
本記新聞購讀方申請の件  
を以て御取計い  
願ひたい

一 少年少女及官吏官報 記

二 朝日新聞 四日本經濟新聞

三 毎日新聞 五 讀賣新聞

總理廳

裏面白紙



六、時事新聞

七、東京新聞

八、日本タイムズ

九、News Week

十、TIME

十一、

総  
理  
廳

裏  
面  
白  
紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

賤再審第五号

昭和二十三年五月十四日

財閥関係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長殿

官報新聞及公英文雜誌購讀方申請の件

當局開設に伴いた記刑行物購讀したので然るべく  
所取計い願いたい

記

一官報及英文官報

二朝日新聞

三毎日新聞

四日本經濟新聞

内 閣

五讀賣新聞

六時事新聞

七東京新聞

八日本タイムス

九 News Week

十 TIME

以上

郵政省第六号

一五十四

協理長官事務次長殿

郵政省事務次長殿

郵政省事務次長殿

右の用印事務を...

財団法人通信研究所が、本年三月に、五月十日閉鎖した事務と  
申渡したのに伴い、信司令郵至の(国信)亦、協との連絡  
者とは、差考より、財団法人通信研究所事務室(局長)との連絡  
自部車と共に用し、長と之を共同して(局長)の事務を(局長)の  
に多大の不便を果たせし、(局長)の事務を(局長)の事務に  
清書(局長)の事務を(局長)の事務に(局長)の事務に(局長)の事務に  
既信(局長)の事務を(局長)の事務に(局長)の事務に(局長)の事務に  
特別(局長)の事務を(局長)の事務に(局長)の事務に(局長)の事務に

文部

裏面白紙

敗再審第六號

昭和三十三年五月十四日

財閥関係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長殿

當局用自動車配屬方依頼の件

財閥関係役員再審査委員會事務局は五月十一日開設して事務を開始したのに伴い総司令部並に関係官廳との連絡に當ては差當り財閥関係役員審査委員會事務局配屬の自動車を共用して居るところ共用では事務の交渉連絡に多大の不便を来してゐるが、この際當事務局用として自動車一台の配屬方特別に協議の上至急右取  
計願いたい

内 閣

裏面白紙

四部

財用第一七七号

昭和三年五月十五日

財用局長宛 蔵書部

臨壇 千日

カソリン 樽配 不仕切の件

貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、  
 貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、  
 貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、  
 貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、  
 貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、  
 貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、  
 貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、  
 貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、  
 貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、  
 貴局より南に申し渡すカソリン樽配の件は、

カソリン樽配の不仕切の件

総理 廳

裏面白紙

日本標準規格 D5 (十四行罫)

総  
理  
處

日本標準規格 D5 (十四行罫)

裏  
面  
白  
紙

17

財再審第七號

昭和三年五月十五日

財閥関係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長殿

カソリン特配方依頼の件

當事務局開設に伴い、總司令部並に諸関係官廳との交渉連絡のため、自動車の配屬方を五月十四日附財再審第六號をもつて申請依頼したか、これに要するカソリン月ニ〇〇リットルの割合で特配方依頼する。現在財閥関係役員審査委員會事務局配屬の自動車に便宜借用し、これカソリンの消耗が少くなむのて、この事情諒察の上至急石印取計願いたが、

内 閣

裏面白紙

計 下  
 計 下  
 計 下  
 計 下

... (faint handwritten text) ...

... (faint handwritten text) ...

... (faint handwritten text) ...



財団法人第八号

昭和十三年五月十五日

財団法人役員等審査委員会事務局長

東京地方専管局長殿

委員會議用煙草特販方法取組の件

今般總司合部指令に基く財團解体の一環として本年  
一月七日法律第二号財團回生支那力排除法に基いて  
五月十四日財團関係役員兩審重委員會に開設せられ  
たところ定例會議の外臨時打合會を開く必要あり  
るのじ左會議用煙草としてたの通毎月カンシ六六〇  
本特販方即取計の願いたい

人員

委員七名、事務局長以下出席者官五名

総 理 廳

會議回数 定例一週二回の計四月九回臨時計十一回  
一回又五本 計六六〇本

昭和二十一年三月二十日



東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校

東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校

内閣

東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校

東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校  
東京府立第一高等学校

110 東京府立第一高等学校

裏面白紙

總務部  
人事課  
日誌

昭和二十一年三月二十二日

以國庫券換取之國庫券券面額之半額

協理 廣重 信  
會計課長 佐

為向職員採用之件

今般由向市役所職員之元之退任採用し之件は給與子給子原  
則中と認められ左報者 高尾 佐 松 子

採用年月日 職名 年令 氏名 出所

昭和二十一年三月十九日 主任 高尾 佐 松 子 女中

昭和二十一年三月十七日 主任 高尾 佐 松 子 女中

裏面白紙

財再審第二號

昭和二十三年五月二十日

財閥関係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房人事課長殿

會計課長殿

當局職員採用の件

今般當局事務職員として左の通り採用したので給與支給方針取計を願ひたく右報告書に依頼する

採用年月日	職名	号給	氏名	学歴
昭和二十三年五月二十日	雇	十九号	岩崎昭次	女学校
昭和二十三年五月二十日	同	十七号	市川長久	同

内閣

昭和二十二年五月廿四日

総理府官房庶務課長殿

財団法人日本労働会館事務局長殿

貴会より御送付の「労働者の権利」を拝見し、

労働者の権利を保障する事は、国家の発展に資する所と存じ、  
貴会が御活動の中心となつて居る事は、誠に喜ばしく、  
貴会が御活動の中心となつて居る事は、誠に喜ばしく、  
貴会が御活動の中心となつて居る事は、誠に喜ばしく、

一、人々 貴会が御活動の中心となつて居る事は、誠に喜ばしく、

二、日時 昭和二十二年五月十九日

三、場所 外務省七階会議室

四、議題 労働者の権利を保障する事

裏面白紙

財再審第五號

昭和二十五年五月二十四日

財関関係役員再審査本員會事務局長

大藏省 税務局

総理廳官房會計課長殿

集會用酒類特配方依頼の件

財関関係役員再審査委員會は五月十四日才一回委員會を開催し審査を開始し、就ては今後の連絡を要する連調中央事務局職員と交へ委員相互の懇親を兼ねて事務局員との事務打合のため集會を以て左記によつて酒類の特配を仰依頼する

記

一人員

委員七名

事務局職員七名

(審査委員會事務局員三名、再審査委員會事務局員四名)

内閣

連調中央事務局職員四名

計十八名

二日時

昭和二十五年五月二十九日

三場所

外務省七階食堂

四酒の種類及び所要数量

日本酒 二升

ビール 二打

ウイスキー 二本

財再審第一五號

昭和二十三年五月二十日

財関関係役員再審査委員會事務局長

大藏省主税局長殿

集會用酒類特配方依頼の件

財関関係役員再審査委員會は五月十四日才一回委員會を開催し  
審査を開始した就ては今後の連絡を要する連調中央事務局  
職員と交へ委員相互の懇親を兼ねて事務局員との事務  
打合のため集會をしたので左記による酒類の特配を仰依  
頼する

記

一人員 委員七名 事務局職員七名 (審査委員會事務局員三名)  
再審査委員會事務局員四名)

内 閣

連調中央事務局職員四名 計十八名

二日時 昭和二十三年五月二十九日

三場所 外務省七階食堂

四酒の種類及必要数量

日本酒 二升

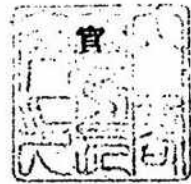
ビール 二打

ウイスキー 二本

總理廳乙第二一號

昭和二十三年五月二十五日

内閣官房長官



財閥関係役員再審査委員会議務局長殿

官廳出版物の納入寄贈に関する件

標記の件について、別紙のごおり國立國會図書館長から依頼があつたから宜しく御配慮いたく通知する。



22

裏面白紙



國五第三号

昭和二十三年五月十九日

國立國會図書館

館長 金森 徳次郎

印

内閣官房長官 殿

官廳出版物の納入寄贈に関する件

御承知の通り國立國會図書館法は本年二月四日両院を通過、同月九日公布実施の運びとなりましたが、同法第二十四條の規定に依りあらゆる官廳出版物は其の一部を本図書館に納入していただく事になつて居ます。申す迄もなく図書、小冊子、定期刊行物、地図、新聞等出版物の網羅的蒐集は図書館の機能を高度に發揮させる上に於て最も重要な前提となるものであり、既に着々納本をいただいて居る向きもありますが、尙一層貴廳部局設に貴廳管下の外局に右規定の趣旨を徹底せしめられ今後発行されます総ての出版物は五百部以上の場合は其の五十部を、又五百部以下のものは其の一割を其の都度運滞なく当館へ納入する様、又法律に規定された出版物以外の諸資料をも出來得る限り寄贈方御配慮相煩し度此段御依頼申しあげます

裏面白紙



妻を長多千因(一名)喜良三千因(一名)と五月廿六日  
 江戸中野計の路に於て南條信重(喜良三の弟)と相見  
 及に喜良三の海を添附に申請す。尚、南條信重係  
 深見高を喜良三の方は喜良三千因喜良三千因の者  
 又信重を喜良三の振合に申すも、是れ別とす。け  
 り此の旨は面白く申附とある。是を併せて申す。

外務省

裏面白紙

財団法人保経会理事

昭和二十三年一月廿七日

専任員 川原清吉

兼務員 明大講師

委員 安西浩

東京大学新学舎取組役

旧城寺 次郎

日中経済新聞編輯長

川崎 五郎

持株合会取締役兼専務委員

西山 雄一

大生命取締役

大木金次郎

大成産業取締役社長

奥井 復太郎

海産工業取締役

外務省

裏面白紙

内閣所管 昭和22年度補正予算要求書

財閥関係役員審査委員会に必要な経費 900,000

要求理由

財閥同族支配力排除法に基づいて内閣総理大臣の所轄の下に財閥関係役員審査委員会及不同再審査委員会を設置することになったのでこれに必要な経費を要求する

組織別及部款項目	要求額	備考
(総理府)		
行政部費		
内閣及び各廳		
総理府		
4手審査委員会	177,000	

裏面白紙

24

昭和22年7月10日

### 要 求 額 精 算 內 譯

科 目	頁 數	單 價	所 要 額 (6月分)	今 回 要 求 額 (3月分)	備 考
(總理廳官房)					
行 政 部 費					
辦 事 費 各 廳					
總 理 廳					
4 手 當 及 不 給 與 金					
各 員 手 當					
各 員 長 手 當	2	月 3,000	36,000	18,000	
各 員 手 當	14	2,000	168,000	84,000	
特 別 奉 還 手 當	10	1,000	60,000	30,000	

裏 面 白 紙

財再審第十八号

昭和二十三年五月二十五日

財閥関係役員再審査  
委員会事務局長

井上

豪

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員手当支給方に関し申請の件

財閥関係役員再審査委員会は本年一月七日法律第二号財閥同族支配力排除法に基いて五月十日委員七名の任命をみて同月十一日事務を開始したところ、委員の手当は委員会経費予算（二月二十四日閣議決定）によれば委員長月額三千円委員二千円となつてゐるが、委員会は定期毎週月曜、土曜二回の外屢次臨時に開催されるが、毎回概ね正午より七八時まで審議を重ねる上、相当専門的事務処理に没頭しなければならぬ関係から多大の労力を費やすことは

総理 殿

裏面白紙

もちろんその本職に及ぼす影響もあるのでこの際委員長五千円（一名）委員三千円（六名）を五月分から支給方御取計らい願いたく、委員会予算抜粋及び委員名簿を添附ここに申請する。なお財閥関係役員審査委員会の分は委員長五千円委員三千円の高支給されているのでその振合いからも差別をつけられることは面白くない事情もあることを併せて御りよう承の上しかるべく御願いたし。

総  
理  
廳

裏  
面  
白  
紙



昭和五年 五月 七日

昭和五年 五月 七日

關關係役員再審査委員會事務局長

東京地方事務局長 啟

委員會議用煙草特配方依頼書件

標記... 煙草... 特配... 御取... 願... 記

人員

會議回数

一回一人五本

委員七名事務局長以下担任者三名町長名  
是別一面の計月九回の臨時高  
計十回  
計五本

内閣

裏面白紙

五回

第 號

財再審第二四号

昭和二十三年六月七日

財内閣係役員再審査委員会事務局長

東京地方専賣局長 殿

委員会採用無事特配方依頼の件

標記の件に関し各月十五日附財再審第八号抽備を以て僅額五月分として三〇〇本の特配之有る處、右特配量では到底増切れを以から六月分としては左記数量特配方御收計の趣願いたし。

記

人 員	委員七名事務局長以下担当官六名	計十三名
会議回数	定例二回の朝月九回臨時二回	計十一回
	一回一人五本 十三名分六五本十一回	計七〇〇本

総 理 廳

裏面白紙

財再審第二四号

昭和二十三年六月七日

財函関係役員再審査委員会事務局長

東京地方専賣局長 殿

委員会議用煙草特配方依頼の件

標記の件に關し客月十五日附財再審第八号拙信を以て依頼五月分として三〇〇本の特配之有たる処、右特配量では到底賄い切れなから六月分としては左記数量特配方御取計らひを願ひたい。

記

人員	委員七名	事務局長以下担当官六名	計十三名
會議回数	定例二回の割月九回	臨時二回	計十一回
一回一人五本	十三名分	六五本	計七〇〇本

總理廳

裏面白紙

總人庶第四七号

昭和廿三年六月十二日

總理廳官房人事課長

財閥關係役員再審査委員會

局長 殿

扶養手当の支給方に関する件

標記の件に關し大藏省給與局長から別紙のとおり申越があらう  
か、通知する。

財再審  
23.6.15  
受付第 16 号

54

裏面白紙

給發第四五七号

昭和廿三年六月九日

總理庁官房人事課長殿

大藏省給與局長

扶養手当の支給方について

扶養手当は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律  
 第四十六号）第二十一條及び政府職員俸給等に関する法律（昭和二十三年  
 法律第十二号）第七條において、これと減額の対象から除外した趣旨に  
 鑑み、左に掲げる場合において、俸給は減額されても扶養手当は、これと  
 減額しないこととし、右により取扱われたい。  
 一、病気のたの執務しないことと九十日を超え又は私事の故障により執務しな  
 ざることと三十日を超え、官吏俸給令第七條の規定により俸給の半額を減せ  
 られる場合。  
 二、官吏懲戒令第五條の規定により俸給を減せられる場合。  
 三、正式の承認なく執務しなかつたため、政府職員の新給與実施に関する  
 法律第二十一條の規定により俸給を減せられる場合。  
 なお、右の措置に伴い、臨時家族手当の日割計算について（昭和二十三年  
 十月三十日附大藏省給與局長通牒給發第百十五号）及び臨時家族  
 手当の支給方について（昭和二十二年二月二十二日大藏省給與局長通牒  
 給發第百九十九号）は、これを廢止する。

裏面白紙

総人房第四六号

昭和廿三年六月十二日

總理廳官房人事課長

財閥関係役員再審査委員会

のり長屋

政府職員の新給與實施に関する法律の制定に伴う死亡賜金の取扱に関する件

標記の件について大藏省給與局長より別紙のとおり申越がめつた  
を通知する。



合計

裏面白紙

給死第四五六号

昭和廿三年六月九日

總理廳官房人事課長殿

大藏省給與局長

政府職員の新給與実施に關する法律の制定  
に伴う死亡賜金の取扱について

政府職員の新給與實施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）  
以下法（この）の施行に伴い官吏俸給令第八條の規定に依る死  
亡賜金は法による俸給を基礎として支給することが出来るものと  
解釋し、法施行の日以後に死亡した者につきこれを適用することとし  
たから、右によつて取扱われたい。  
なお、死亡賜金は従来通り官吏にのみ支給されるものであるから  
念のため申し添へる。

裏面白紙

戦科審書第5号

昭和三年 六月 九日

● 吉田 ● 于登

第 號

財閥関係役員再審査委員會事務局長

總理藤尾房會新隊長殿

自動車用燃料配給申請書

標記の通り... 申請書... 燃料配給... 昭和三年六月九日... 藤尾房會新隊長殿... 自動車用燃料配給申請書... 申請書... 燃料配給... 昭和三年六月九日... 藤尾房會新隊長殿... 自動車用燃料配給申請書...

内 閣

裏面白紙



一、竹葉青  
二、單卷油

三、...

內  
閣

裏面白紙

日本標準規格 B6 (14行罫)

財再審第三四号

昭和二十三年六月十九日

財関関係役員再審査委員会事務局長

総理官房会計課長 殿

自動車用燃料配給再申請の件

標記の件に關して審月十五日付財再審第七号通牒をもつて依頼して  
おいたが、本月になり審査件数の増加とともに總司令部への報告  
はひんぱんに行わねばならぬ一方、内閣及び貴廳との連絡事務も極  
めて多くなつてきたのでこれが連絡用自動車燃料として左記所要量  
配給方重ねて御取計らい願ひたい。

所要量

揮発油

三〇〇リットル

総理廳

裏面白紙

財再審第三四号

昭和二十三年六月十九日

財調關係役員再審査委員会事務局長

総理廳官房會計課長 殿

自動車用燃料配給再申請の件

標記の件に關して客月十五日付財再審第七号通牒をもつて依頼してまいりましたが、本月になり審査件数の増加とともに總司令部への報告はひんぱんに行われねばならない一方、内閣及び貴廳との連絡事務も極めて多くなつてきたのでこれが連絡用自動車燃料として左記所要量配給方重ねて御取計らい願いたい。

記

一 所要量

揮 発 油

三〇〇リットル

總 理 廳

裏面白紙

事務局

事務官

第 號

昭和十五年七月九日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總理官 為 會計課長 殿

関係方面に付了る謝礼金支出方帳額帳簿  
 為局に提出せられたる外務省関係の  
 便宜借入金帳簿に於て和文の  
 簿籍を添付し、今迄の帳簿帳目  
 及び謝礼金支出の内訳を計  
 算し、その結果を右の如く  
 提出し、通し、謝礼金として  
 五百圓支出方印紙計三圓を  
 納付する。

内 閣

裏面白紙

謝禮金支取明書

計	其ノ地	天瑞	和文	和文
	一名	二名	四名	二名
				一名
	三〇〇〇	四〇〇〇	九〇〇〇	七五〇〇
		不了申付		破申付

内閣

裏面白紙

賤丹書第一一號

昭和三年七月九日

賤丹閣外務省丹書審査員會事務局長  
總理廳官房會計課長 啟

約條方面に於ける謝礼金支払方依頼の件  
先般當局用致以來外務省に於ける便宜使與料  
取支、和支タイプを依頼して米方が今後依頼  
件数増加の見込にて、將來事務遂行上の円滑化に  
計る爲に和支の謝礼金を収めたいとの別紙を提出  
の通り謝礼金として一、金貳千五百圓を支出御取  
計らい願いたい。

裏面白紙

謝禮金支給調書

氏名	員数	単價	訂	備
改文夕也	二丁五名	二〇〇〇	五〇〇	改文夕也宛一石
和文夕也	四十五名	二〇〇〇	九〇〇	和文夕也宛一石
交換手	二十名	二〇〇〇	四〇〇	本手平寄宛一石
其ノ他	一名	一〇〇〇	七〇〇	新明茶屋宛一石
			三五〇〇	

裏面白紙

財再審部印

昭和三年 六月 日

事務局長

財閥関係役員再審査委員会事務局長

東洋地方事務局長殿

委員会議用煙草精配方取計の件

この本別

標記の件は六月廿五日財再審部第一號  
信を以て取類五月廿日付に言。本、精配  
方有る故七月以降は是れ外隨時臨時  
会議を用ひ必要があるを右會議用煙草の  
配方通り、七〇本精配方取計の類に  
在り

一人

委員

七名局長以下組為官公署に在り

内閣

裏面白紙

家

第 號



昭和 年 月 日

一 会談回数 延別河前日北回陸行局 計五回  
一 白一人五本 延別河前日北回陸行局 計七本

第 號

内 閣

裏面白紙

取再審第四。詳

昭和三十三年六月二十九日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

東京地方専賣局長 殿

委員会議用煙草特配方依頼ノ件

標記ノ件は關シテ家月十五日附取再審第一號檢査を以テ  
依頼五、六月分として其に三。本、特配之有たる趣、七月  
以降は定例会議、外隨時臨時會議を所シ、必要が  
あるので右會取用煙草として之の通り、センシ  
ト。本特配方部取計を願ひたい

一人員 委通七名局長以下担当者七名計十三名

内 閣

裏面白紙

一、合数回数 定例回数 月九回臨時回数 計十一回  
二、一回一人五本 十三名令 六五本上回 計七〇本

内  
閣

日本標準規格 B 5(十四行)

裏面白紙

取再審第四。辨

昭和二十三年六月二十九日

財閥関係役員及委員事務局長

東京地方専賣局長 敬

本委員会用煙草特配方依頼ノ件

標記ノ件ニ関シテ本委員會ハ昨再審第八號特信を以テ  
依頼五、六月分として共に三。本ノ特配之有たる趣。上月  
以降は定例会議。外随時臨時會議を併シテ必要カ  
ルニテ右會議用煙草として在ノ通りノギン  
ト。本特配方部取計ニ關シテ

記

一人員 委員七名局長以下担当官六名部主任七名

内閣

裏面白紙

一、合数回数  
二、一回一人五本  
三、三本  
四、五本  
五、七本  
六、九本  
七、十一本  
八、十三本  
九、十五本  
十、十七本  
十一、十九本  
十二、二十一本  
十三、二十三本  
十四、二十五本  
十五、二十七本  
十六、二十九本  
十七、三十一本  
十八、三十三本  
十九、三十五本  
二十、三十七本  
二十一、三十九本  
二十二、四十一本  
二十三、四十三本  
二十四、四十五本  
二十五、四十七本  
二十六、四十九本  
二十七、五十一本  
二十八、五十三本  
二十九、五十五本  
三十、五十七本  
三十一、五十九本  
三十二、六十一本  
三十三、六十三本  
三十四、六十五本  
三十五、六十七本  
三十六、六十九本  
三十七、七十一本  
三十八、七十三本  
三十九、七十五本  
四十、七十七本  
四十一、七十九本  
四十二、八十一本  
四十三、八十三本  
四十四、八十五本  
四十五、八十七本  
四十六、八十九本  
四十七、九十一本  
四十八、九十三本  
四十九、九十五本  
五十、九十七本  
五十一、九十九本  
五十二、一百零一本  
五十三、一百零三本  
五十四、一百零五本  
五十五、一百零七本  
五十六、一百零九本  
五十七、一百一十一本  
五十八、一百一十三本  
五十九、一百一十五本  
六十、一百一十七本  
六十一、一百一十九本  
六十二、一百二十一本  
六十三、一百二十三本  
六十四、一百二十五本  
六十五、一百二十七本  
六十六、一百二十九本  
六十七、一百三十一本  
六十八、一百三十三本  
六十九、一百三十五本  
七十、一百三十七本  
七十一、一百三十九本  
七十二、一百四十一本  
七十三、一百四十三本  
七十四、一百四十五本  
七十五、一百四十七本  
七十六、一百四十九本  
七十七、一百五十一本  
七十八、一百五十三本  
七十九、一百五十五本  
八十、一百五十七本  
八十一、一百五十九本  
八十二、一百六十一本  
八十三、一百六十三本  
八十四、一百六十五本  
八十五、一百六十七本  
八十六、一百六十九本  
八十七、一百七十一本  
八十八、一百七十三本  
八十九、一百七十五本  
九十、一百七十七本  
九十一、一百七十九本  
九十二、一百八十一本  
九十三、一百八十三本  
九十四、一百八十五本  
九十五、一百八十七本  
九十六、一百八十九本  
九十七、一百九十一本  
九十八、一百九十三本  
九十九、一百九十五本  
一百、一百九十七本

内  
開

日本標準規格 B 5 (十四行罫)

51

裏面白紙

事務局長

昭和二十二年七月二日

事務官

5

第 號

50

財閥關係役員再審査委員會事務局長井上康

内閣總理大臣 芦田均 殿

其六月分委通手書及記号の件

其六月分委通手書及記号の件  
手願の件

記

一金七千五百圓	委通長	川崎清造	川崎清造
一金四千五百圓	委通長	宇野浩	宇野浩
一金四千五百圓	同	東城次郎	東城次郎
一金四千五百圓	同	加島五郎	加島五郎
一金四千五百圓	同	西山雄一	西山雄一
一金四千五百圓	同	木金次郎	木金次郎

内 閣

裏面白紙

一全四千五百圓 司 界中後太郎 子

内閣

日本標準規格 B5 (14行線)

裏面白紙

財再審第四三第

昭和三十三年七月一日

財閥関係役員再審査本員會事務局長井上豪

内閣總理大臣芦田均殿

五六月分委員手当支給の件

五六月分委員手当を左記のとおり支給方取計らうを願ひたい

記

一 金七千五百圓	委員長	川添清吉	出席回数	十四	欠席回数	なし
一 金四千五百圓	委員	安西浩	出席回数	十四	欠席回数	なし
一 金四千參百圓	同	園城寺次郎	出席回数	十三	欠席回数	一
一 金四千五百圓	同	加島五郎	出席回数	十四	欠席回数	なし
一 金四千港百圓	同	西山雄一	出席回数	十二	欠席回数	二
一 金四千五百圓	同	大木金次郎	出席回数	十四	欠席回数	なし
一 金四千五百圓	同	奥井復太郎	出席回数	十四	欠席回数	なし

内閣

裏面白紙

日本標準規格 B 6(十四行野)



事務局長

事務官

昭和五年七月五日

*(Handwritten signature)*

第 55 號

55

時閱關係役員再審査委員會事務局長

總理官房會計部長

大不委員長委員會公席

當委員長大不委員長出席  
鐵也及山方御取計の類のたい

大不委員長  
大不委員長  
大不委員長  
大不委員長  
大不委員長

大不委員長  
大不委員長  
大不委員長  
大不委員長  
大不委員長

大不委員長  
大不委員長  
大不委員長  
大不委員長  
大不委員長

内 閣

裏面白紙

裏面白紙

<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>	<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>	<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>	<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>	<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>	<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>	<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>	<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>	<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>	<p>大月三十一日 大月三十一日 大月三十一日</p>
-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

内閣

日本標準規格 JIS (十行用紙)





取再審第五條

昭和二十三年七月十三日

取再審係委員再審查査員會事務局長

總理廳官房會計課長殿

大木委員委員會大木委員委員會事務局長殿

當委員會大木委員委員會事務局長殿  
 一、金四百七十元貳圓也支不方御取計云願い候。

年月日	取再審	借泊料	計	備考
六月四日	121.1	400.0	121.1	大木委員委員會
六月十日	121.1	400.0	121.1	大木委員委員會
六月十八日	121.1	400.0	121.1	大木委員委員會
六月廿五日	121.1	400.0	121.1	大木委員委員會
六月廿九日	121.1	400.0	121.1	大木委員委員會
計	605.5	2000.0	605.5	

裏面白紙

小切手 第 號  
作 成  
振 出

旅費請求書

一金巻洋百拾八圓也

旅行用務委員會公出為

出張地 東京、山梨身延町

期 間 自昭和三年六月八日 至昭和三年六月十五日 五日間

右請求候也

昭和三年七月十五日

我因關係委員事務查委員會

委員 大木金次郎

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和 年 月 日

支出官總理廳官房會計課長殿

總 理 廳

内 譯

區 分 金 額

備

考

鐵 道 賃

一八二

斤分 身延町一東京間往復

急 行 料

船 賃

航 空 賃

車 馬 賃

日 當

宿 泊 料

赴 任 手 當

支 度 料

里 一里二付 圓  
地方 日二付 圓  
地方 日二付 圓  
地方 夜二付 圓  
地方 夜二付 圓

斤分

里 一里二付

地方 日二付

地方 日二付

地方 夜二付



旅費請求書

一金巻所白粉八圓也

旅行用務 委員 会 出 席

出張地 東京 山梨 長野 延 野

期 間 自昭和二十一年六月十一日 至昭和二十一年六月十五日 五日間

右請求候也

昭和二十一年 五月 十五日

我國關係委員事務委員會

委員 大木金次郎

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和 年 月 日

支出官 總理廳官房會計課長殿

總 理 廳

内 譯

區 分	金 額	備 考
鐵道貨	二八〇	斤分 貨物 運送 行李 同 往 復
急行料		斤分
船貨		斤分
航空貨		斤分
車馬賃		里 一里二付 圓
日當		地方 日 日 付 付 圓 圓
宿泊料		地方 日 日 付 付 圓 圓
赴任手當		地方 夜 夜 付 付 圓 圓
支度料		

小切手 第 號  
作 成  
振 出





旅費請求書

一金~~...~~白~~...~~圓也

旅行用務委託金公出

出張地 東京、山梨身延町

期 間 自昭和二十一年六月十八日 至昭和二十一年六月二十五日 五日間

右請求候也

昭和二十一年七月十五日

致同關係役員再審査委員

委員 大木金次郎

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和 年 月 日

支出官 總理廳官房會計課長殿

總理廳

内 譯

區 分 金 額 備 考  
鐵 道 貨 運 一八八  
急 行 料 一  
船 貨 運 一  
航 空 貨 運 一  
車 馬 貨 運 一  
日 當 一  
宿 泊 料 一  
赴 任 手 當 一  
支 度 料 一

里 一里二付 四  
地方 日二付 四  
地方 日二付 四  
地方 夜二付 四  
地方 夜二付 四

支 度 料



旅費請求書

一金巻所白拾八圓也

旅行用務委員必席

出張地 東京、山梨身延町

期 間 自昭和二十五年六月二十三日 至昭和二十五年六月二十七日 五日間

右請求候也

昭和二十五年七月十五日

取調係役員所審查委員會

委員 大木金次郎

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和 年 月 日

支出官總理廳官房會計課長殿

總理廳

内 譯

區分	金額	備考
鐵道貨		杆分 身延町 東京間往復
急行料		杆分
船貨		杆分
航空貨		里 一里二付 圓
車馬賃		地方 日二付 圓
日當		地方 日二付 圓
宿泊料		地方 夜二付 圓
赴任手當		地方 夜二付 圓
支度料		

小切手 第 號  
作成  
振出



事務局長

昭和二十五年七月十一日

事務官

第 號

67

財閥関係役員再審査委員会事務局長

大蔵省主税局長殿

兼金酒類特配方依頼の件

今般酒類委員会委員、局長連絡担当者首を交え  
及びカール・總司、今般酒類局長、招請し、係官  
と当委員会一同相互の懇親を兼ね、今般酒類  
打合せのたのしみ、今般酒類局長、今般酒類  
の特配を仰依頼する

一人負

司今般酒類局長 五名  
局長連絡担当者 五名

委員 七名

計 十七名

内 閣

裏面白紙

二日時 野和堂平山日教  
三、湯所、外務省、食室、(假定)  
四、酒、神樂、及、竹、琴、鼓、堂、(假定)

ソソク大ー

二本

心一ル

二打 三打

日本酒

二本 一本

内  
閣

日本標準規格 B5 (十行線)

裏面白紙

賦再審第五四御

昭和三年七月十三日

賦再審係後真再審委員事務局長  
大藏省主税局長 殿

集会用酒類特配方依頼の件

今般為委員会に於て委員局長並連絡担当官を交え  
又ソリヤ一總司令部為局長官を招請し係官と當  
委員会一同相互の懇親を兼ねて今後より打合せの  
左の集会用酒類に於て特配に上る酒類の特配を  
御依頼する

記

一人員

司令部係官 五名 委員 七名  
局長並担当官 五名

計 十二名

裏面白紙

二 日時 昭和三年七月五日  
三 場所 外務省食堂 (假定)  
四 酒の種類及所要数量

- (一) ウヰスキー 二本
- (二) ビール 二本
- (三) 日本酒 二本

裏面白紙



事務部  
昭和三十五年八月六日

昭和三十五年八月六日

財團關係役員再審査委員會事務局長井上豪

向岡總理大臣呈請

七月八日委員手書及封筒の件

二月八日委員手書及封筒の件  
記

一五所圓也	委員長	川添清三	十一	一
一貳所六百圓也	委員	安西浩	十	一
一貳所八百圓也	同	圓取清次郎	十	一
一貳所四百圓也	同	加島五郎	八	三
一貳所八百圓也	同	西山雄一	十	一
一貳所八百圓也	同	大木金次郎	十	一
一貳所六百圓也	同	岡本徳太郎	九	二

内閣

裏面白紙

第 號

昭和

71

財再審第七二號

昭和二十三年八月六日

財國関係役員再審査委員金事務局長井上豪

内閣總理大臣芦田均殿

七月分委員手当支給の件

七月分委員手当を左記のとおり支給方取計らうを願いたい。

記

一 五円圓也	委員長	川添清吉	十一	出席回数
一 貳円八百圓也	委員	安西浩	十	出席回数
一 貳円八百圓也	同	圓城寺次郎	十	出席回数
一 貳円四百圓也	同	如島五郎	八	三
一 貳円八百圓也	同	西山雄一	十	出席回数
一 貳円八百圓也	同	大木金次郎	十	出席回数
一 貳円六百圓也	同	奥井復三郎	九	出席回数

裏面白紙

事務官

昭和二十一年八月二十日

事務官

起

第 號

73

總理官房會計課長殿

速記者に対する謝禮金支出方振替の件

明十日 為委員会に於て速記者  
此川良一氏外九名の謝禮金支出方振替の件  
真向あつた川島、田代、佐井、三氏  
速記者を作成する事  
速記料支出方振替  
計入の類いなし。

内閣

裏面白紙

裏面白紙

内閣

# 建設材料支出明書

年度 五〇〇〇	科目	金額	内訳 名

日本標準規格 B6 (十四行罫)



戦再審第一号

昭和三十三年八月十日

總理廳官房会計課長殿

速記者に対する謝礼金支出方依頼の件

目下当委員会に於て訴訟願書中の一三井物産株式  
会社役員山川良一氏外九名の審査に当り八月  
十一日迄三井物産役員であった川島、田代、佐井  
の三氏の出頭を求め証言をせよことになつたが、  
その証言の速記録を作成するに要するに別紙送付書  
の通り速記料支出方御取計うい願ひをい

裏面白紙

速記料支出調書

五 〇 〇	單價
〇 〇	回向
四 時 間	計
二 〇 〇	支給
〇 〇	額
若 城 五	氏 名
八 日 迄	備 考

裏面白紙

事務局長

敬啟者

昭和十五年八月十一日

事務官

右

第 號

22

77

財閥關係役員 委員會事務局長

總理 岩倉公助 長 敬

現員現給調及公職階別異改後

社職別一覽表 以下

本局 財閥關係役員 委員會事務局長 敬啟者 貴信 公 御中 送付 件 別紙 調書 通り 作成 左 記 送付 件

内 閣

裏面白紙

昭和 年 月 日

歐國關係改善  
委員會事務局長

胡董 一 次

王董 (一)

春董 (二)

湯外董 (四)

第 號

78

內 閣

裏面白紙



財再審第七五號

昭和二十五年八月十一日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長 敬

現員現給調及公職階制實施後の

組織別一覽表に付

本日付附總會報一三三號 貴信公御申越の件了承  
別紙調書を通り作成したから送付する

裏面白紙

### 現 貨 現 給 調

財政部稅務司再審委員會事務局

昭和二十二年七月三十一日現在

種別款項	1. 級			2. 級			3. 級			通許職等在個人			合計	
	現貨	金額	利権	現貨	金額	利権	現貨	金額	利権	現貨	金額	利権	現貨	金額
官印														
散賣給				(2)			(2)						2	16,280
文具給	1	9620	9620	1	6760	6760	-	-	-	(2)	(1,120)	(1)	2	3,900
給料													2	4,289
開費給給金	1	3,111	3,111	1	2,198	2,198				2	(1,120)	(585)	2	585
共通費														
官印														
開費給給金	1	950	950	1	500	500							2	1,250
給付特別給與														

備考 (昭和二十二年一月一日以前改令第五五號第一條第一項等項)

局長以下一級若(以下一級)總務部事務官以下一級以下

裏面白紙

決定以分

現 員 現 給 調

職 關 係 被 員 用 查 查 員 會 事 務 局

昭和 23 年 7 月 31 日 現在

部 局 別 部 款 項 目	1 級			2 級			3 級			臨時職員雇用人			合 計	
	現員	金額	納額	現員	金額	納額	現員	金額	納額	現員	金額	納額	現員	金額
職 員 給				(2)			(2)			(2)	1500	20	2	3550
官 吏 給	1	1,500	1,500	1	1,500	1,500	2			(3)	650	20		
給 料														
手 差 及 給 付 金 (勤 務 給 付 金)													2	250
若 通 費														
手 差 及 給 付 金 (家 族 手 差 金)														
給 付 特 別 給 付 金														

備 考 (昭和 23 年 7 月 31 日 現在) 改 令 第 2 号 第 一 條 第 二 項 參 照

局 長 1 人 若 1 人 1 人 總 理 廳 中 務 省 以 下 各 部 局 等

裏 面 白 紙

既閱關係效員再審查  
委員會事務局長

十三級三子

備考

序次

調查係 (一)

十級七子

庶務係 (二)

審查係 (三)

海外係 (四)

裏面白紙

財再審第七五號

昭和二十三年八月十一日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長 敬

現員現給調及職階別實施後

組織別一覽表に付

本日付附總會札の通り、貴信の御申越の件了承

別紙調書の通り作成したから送付する。

裏面白紙

現金現給調

財政部稅務司署查核委員會事務

昭和二十一年七月三十一日現在

支拂別款項	一 級			二 級			三 級			臨時職員在籍人			合計	
	現負	金額	利息	現負	金額	利息	現負	金額	利息	現負	金額	利息	現負	金額
職員給				(2)			(2)						2	16,290
官吏給	/	7,620	7,620	/	6,760	6,760	-	-	-	(2)	1,810		2	3,700
給付											3,700	1,750	2	5,287
平身及給付金	/	3,111	3,111	/	2,178	2,178				2	1,170	555	2	555
共通費														
平身及給付金	/	750	750	/	500	500							2	1,250
給付特別給付														

備考. 昭和二十一年七月三十一日財政令第五号第一條第一項参照.

局長は一級若くは二級の臨時職員等を含むて記入した.

裏面白紙

現 員 現 給 調

財 閩 閩 係 從 員 再 審 查 委 員 會 事 務 局

昭 和 二 三 年 7 月 31 日 現 在

部 局 別 部 款 項	1 級			2 級			3 級			備 將 職 員 雇 傭 人			合 計	
	現 員	全 額	平 均 額	現 員	全 額	平 均 額	現 員	全 額	平 均 額	現 員	全 額	平 均 額	現 員	全 額
職 員 給				(3)			(2)			(5)	164	72		
官 吏 給	1	1,500	1,500		1,200	1,200	2			(2)	680	340	3	1,550
給 料													2	200
手 續 及 給 付 金 (朝 夕 給 付 金)														
給 與 費														
手 續 及 給 付 金 (宗 務 手 續 費)														
給 與 特 別 給 付 費														

備 考 昭 和 二 三 年 七 月 三 十 一 日 財 閩 閩 係 從 員 再 審 查 委 員 會 事 務 局

局 長 付 一 報 告 一 紙 一 紙 一 紙 一 紙 一 紙 一 紙 一 紙 一 紙 一 紙 一 紙

裏 面 白 紙

賤因關係彼員再審查  
委員會事務局長  
十三号三号

備考

序次

調查係 (一)

十級七号

庶務係 (二)

審查係 (三)

渉外係 (四)

裏面白紙



事務局長

事務官

財政部

昭和二十五年 八月 十日

第 號

第 87

財閥関係役員 委員会事務局長

総理大臣官房企画課長

證人に村中台日為支出方帳簿の件

目下為委員会に於て新編着取平一の取立并  
山本木合社山川長木氏亦知の着取平一及び八月十日  
元三井戦國故直の着取平一及び八月十日  
出頭を求め記述せしむることはたが右證人の日記等  
に附録の通り、~~支取平一及び八月十日~~  
支出方帳簿の取計の類をい。

追々右二名に對しては内閣官廳に直ぐ支取平一及び八月十日  
の件を

内 閣

裏面白紙

昭和 年 月 日

個人... 謝書

氏名 佐井辰男	日 ○ ○ ○	時 分
川 野三郎	○ ○ ○	
田 代英雄	○ ○ ○	

第 號

裏面白紙

内 閣

取再審第六次

昭和二十三年八月十日

財閥関係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長殿

證人に対し、曰当支出方依頼の件

目下為委員會に於て訴願審議中、三井物産株式  
 會社、川良一氏外九名の審査に當り、八月十日迄三井  
 物産役員であった川島、田代、佐井、三氏の出頭  
 を求め給ふことになつたが、証人の曰当を別紙の  
 通り送給したいので、貴方御取計を願ひたい。  
 追つて右名に対し、貴方御總理大臣から出頭状發送  
 済である。

裏面白紙

證人ニ付テ了日当支出調書

日	二 二 二	二 二 二	二 二 二	氏名	備考
当	二 二 二	二 二 二	二 二 二		
	田代	川島	佐井		
	寿雄	三郎	辰男		

裏面白紙

取丹番第六大郎

昭和二十三年八月十日

財閥関係役員再審査委員會事務局

總理藤首房會計課長殿

證人に於ては日当及公方依頼の件



目下当委員会に於て訴訟顧問事務中三井物産株式  
会社山川良一氏外九名の署名に於り八月十日元三井  
物産役員であった川島、田代、佐井、三氏の出頭  
を求め新言せしむることになつたが右證人の日当を別紙の  
通り支給したいので公方御取計を願ひたい  
迄つて右名に於ては向同總理大臣から出頭状を送  
附せしめらる。

裏面白紙

證人口封了日当支出期高

日	当	氏名	備考
≡ ▽ ▽	▽ ▽	任升辰男	
≡ ▽ ▽	▽ ▽	川島三郎	
≡ ▽ ▽	▽ ▽	田代寿雄	

裏面白紙

旅費請求書

✓金四斤四百拾六圓也

旅行用務既開關係後再審查委員會公席為

出張地 東京(身延町)

期 間 自昭和二十一年七月一日 至昭和二十一年七月十九日 十八日間

(別紙明細書を通り)

右請求候也

昭和二十一年 八月 十日

既開關係後再審查委員會

委員 大木 金次郎

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和二十一年 八月 日

同委員 大木 金次郎

支出官 總理廳官房會計課長殿

總理廳

内 譯

區分	金額	備考
鐵道賃	九千六百〇一圓九角六分	(身延鐵道券)
急行料		斤分
船賃		斤分
航空賃		斤分
車馬賃		里 一里ニ付 圓
日當	七千〇〇〇	地方 日ニ付 圓
宿泊料	二千〇〇〇	地方 日ニ付 圓
赴任手當		地方 日ニ付 圓
支度料		地方 日ニ付 圓

計 四斤四百拾六圓也

小切手 第 號  
作成  
振出





事務局長

敬請事務局長

事務官

昭和五年 八月 十日

財閥関係... 局長

東京地方警察局長殿

委員会採用煙草特配方依頼の件

当委員会会議用として左記の通り  
三〇〇本從來通り特配方御取付たい願ひたい

- 一人員 委員一名 局長以下担任官一名 計三名
- 一 会議回数 是例通り一回 計一回
- 一 一回一人一本 計三〇〇本

内閣

裏面白紙

延平 95

既再審第一之辨

昭和二十三年八月十日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

東京地方警察局長 敬

委員會議用煙草特配方依頼ノ件

当委員会會議用として先記に依り、マシムニ三〇〇本

從來通り特配方御取計のい種に在り

記

一人負 委員人名局長以下並当首名 計 十名

一會議回数 並例週面九回臨時面 計 十一回

一一回一人本 十名名分二十本十回分 計 三〇本

裏面白紙

改再審第一節

昭和二十三年八月十日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

東京地方專売局長殿

委員會議用煙草特配方俵類ノ件

当委員會議用として先記に依り、  
從來通り特配方御取計の趣に依り、

記

一人員 委員人名局長以下担当官不在 計 十一名

一會議回数 定例週面月九回臨時三回 計 十二回

一一回一人二本 十三名分三十大本十一回分 計 三〇〇本

裏面白紙

事務局長

總會第一二七七號

昭和二十三年八月二日

總理廳官房會計課長

税関関係役員等並事務局長事務局長

現員現給調及び職階制實施後の組織別一覽表について

標記の件に關し東京財務局長より別紙寫のとおり調査方照會が  
あつたから御調査の上八月四日までに必ず書頭へ封出願いた

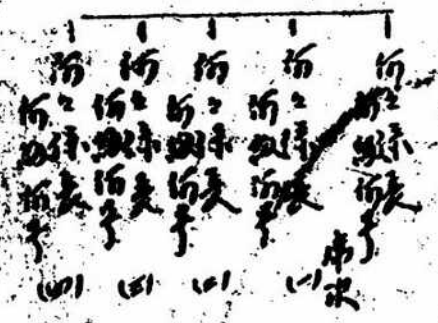
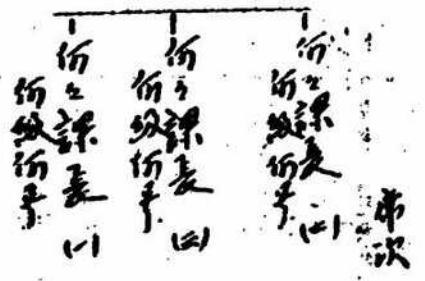
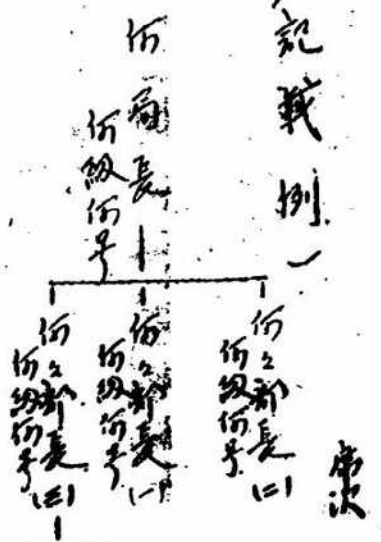


98

裏面白紙



(記載例)



裏面白紙

事務局長

事務官

延平

第 一 號

昭和二十五年 八月十七日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

総理府官房會計課長

速記若し討する謝禮金及び方帳類の件

目下当委員会に於て、或種着帳中、三井、鐵山、森永、  
 倉社、横濱、山、川、長、一、外、北、石、の、着、道、に、着、り、八、重、子、八、日、  
 元、同、社、使、費、不、為、免、念、以、江、口、三、井、江、平、私、水、  
 、五、大、の、取、懸、在、花、の、取、寄、を、と、る、こ、と、に、依、り、お、か、た、火、の、建、  
 造、の、速、記、帳、を、作、成、さ、る、必、要、が、あ、る、と、考、へ、別、紙、を、以、  
 頭、書、の、通、り、速、記、料、を、出、方、御、取、寄、の、類、に、お、か、

内 閣

裏面白紙

昭和：年 月 日

送記料及出納書

(同)

五〇〇〇	單價	五〇〇〇	計	五五〇〇	支物類	五五〇〇	元	五五〇〇	名	八月十日	五五〇〇

内 閣

第 號

102

裏面白紙



賤再審第八三號

昭和三十三年八月五日

賤岡関係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房會計課長殿

速記若に付する謝礼金は必ず依頼の件

目下当委員会に於て許願審査中の一井鐘山株式会社  
社役員山川良一外九名が審査にあり八月十二日同社  
関係者である倉山、江口、三井、江戶、松永、五氏の  
出頭を求め訪言せしむるに付たが、その後速記  
録を作成する必要が有るに付別紙を以て調書の通  
速記料は必ず御取計さい願ひたい。

裏面白紙

速記料支出調書

五〇〇	單價
〇	計
五時川	延給類
三五〇	氏名
〇	備考
岩城重三	
八月十一日午後四時	
九時迄	

裏面白紙

事務局長

事務官

昭和五年

八月十九日

取付番号 〇四〇

第 〇 號

財関関係役員再審査委員會事務局長

總理庁官房会中部長殿

啓人 江村 〇〇 日 若 貴 必 方 販 額 〇 〇

日 下 為 奉 道 令 に 於 て 所 領 署 販 賣 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
天 會 社 〇  
先 回 社 〇  
王 火 〇  
日 為 〇  
右 更 〇  
〇  
狀 能 送 済 〇

内 閣

裏 面 白 紙

昭和 年 月 日

澄人 口 为 支 出 明 書

大 名	金 額	備 考
谷山唯範	三〇〇〇	
江口 彦一	一〇〇〇	
三井 高修	二〇〇〇	
江 戸 英 雄	二〇〇〇	
秋 沢 一	二〇〇〇	
計	一〇〇〇〇	

第 號

106

内 閣

裏 面 白 紙

既再審第八四號

昭和三十三年八月十七日

既因關係既再審審查委員會事務局長

總理廳官房會計課長殿

證人に補す日当及公方飯類の米

目下為委員會に於て新願審議中ノ三井鐘山株式会社  
 社山川良一外九名ノ審查に當リ二月十八日同社関係  
 係者である倉山、江口、三井、江戶、松永、五氏ノ  
 出頭を求め証言をせよと之に在つたが、右證人ノ日当を  
 別紙の通り支給したいノを右公方御取計にい  
 願ひたい。

追つて右五名に付しては内閣總理大臣から出頭状  
 發送済である。

裏面白紙

證人口当及公調書

代	倉山唯範	江口吾一郎	三井高崎	江戸英雄	松永一
名					
金額	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
種類	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
備考					
計	一〇〇〇〇				

裏面白紙

内  
附

事務局長

事務官

北条

第 號

昭和二十五年八月二十日

戦時国策委員会委員長

總理廳官房會計課長

速記室に付する謝禮金支払方帳簿の件

目下為委員会の於ける謝禮金帳簿の整理に  
 株主會社役員等外に名を著し置るべき  
 八月二十日同社職員に於ける謝禮金、積立、櫻井  
 の氏の名義を求め謝禮金とせる事となつたが、その際  
 謝禮金帳簿を作成するに必要となる各別紙及び  
 謝禮金通帳、速記材料支出方御取計とい類の事

内 閣

裏面白紙

昭和 年 月 日

球肥料支取明書

五〇〇〇〇	半價
四〇〇〇〇	計
三〇〇〇〇	支給額
二〇〇〇〇	他
一〇〇〇〇	名
〇	備
〇	考

昭和二十五年十月五日  
青森県農業試験場

第 號

内閣

裏面白紙



賤再審第八九號

昭和三年八月二十四日

賤岡岡原役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長殿

速記者に対する謝禮金支出方依頼の件

目下当委員會に於て許願審議中の三井鉱山株式會社役員山川良一外九名の審査に當り八月二十五日同社職員より國越、椿原、櫻井の三氏の書類を求め証言させし事になつたが、その証言の速記録を作成する必要のあるもの別紙支出調書を通り速記料支出方御取計らひ願ひたい。

内 附

裏面白紙

運送料支出調書

	單價(元)	計	支給額	氏名	備考
	五〇〇				
	四〇〇				
	三〇〇				
	二〇〇				
	一〇〇				
	岩城重三				
	八月十五日午後五時				
	九時迄				

内  
圖

裏面白紙

局長

昭和三十五年 八月二十一日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

第 一 號

又蔵省主税局長殿

集会用酒類特配方取柄、件

少増当差取合に於て委員、酌量多増を官及  
於建明酒類特配方取柄、件、司、令、部、  
者、向、建、明、酒、類、特、配、方、取、柄、件、  
建明酒類特配方取柄、件、司、令、部、  
集会用酒類特配方取柄、件、  
類、件、

一人、司、令、部、係、官、五、名、建、明、酒、類、特、配、方、取、柄、件、  
為、長、官、推、出、者、五、名、

内 閣

裏面白紙

昭和  
年  
月  
日

第  
號

昭和三十二年一月十日  
三場所 奉旨令 公談並 或外 芳者 倉堂  
四酒ノ 種類及 所 要 数量

日本酒 一本 一級酒  
二打

0/2

内  
閣

裏  
面  
白  
紙

財再審才八七辨

昭和三年八月二十日

財調関係役員再審査委員令事務局長

大蔵省主税局長殿

集会用酒類特配方依頼の件

今般当委員令に於て委員ノ局長各担当官及公中央連絡調整事務局局長及係官と交えて總司令部事務局係官を招待し係官と當委員令に連調係官一同相互の懇親を兼ねて打合せの爲集會をいたし右記に依りて酒類の特配を所依頼する

記

一人員司令部係官五名 連調係官三名 委員七名  
局長及各担当官六名  
計二十一名

内

裏面白紙

二日時 昭和二十三年八月三十日(月曜日)

三場所 委員令 會議室又は外務省食堂

四酒の種類及所要數量

日本酒 二本 一級酒  
ビール 二打

内 閣

裏面白紙

旅費請求書

一金老方貳仟六百四圓也

旅行用務多并録山山氏外九名及小倉港發堂大係

出張地 福岡縣 大牟田 福岡 小倉

期 間 自昭和三年八月二十日 至昭和三年九月十日 十日間

右請求候也

昭和三年 八月二十日

取調關係役員長并審查委員全事務均

局長 (副局長) 志川園重利

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和三年 月 日

志川園重利

支出官總理廳官房會計課長殿

總理廳

内 譯

區分	金額	備考
鐵道貨	五、一六〇、〇〇〇	〇、四八、二二 斤分
急行料	八、八〇、〇〇〇	斤分
船貨		斤分
航空貨		斤分
車馬賃		里 一里二付 圓
日當	一、四〇、〇〇〇	地方 日二付 圓
宿泊料	五、一八〇、〇〇〇	地方 夜二付 圓
赴任手當		地方 夜二付 圓
支度料		地方 夜二付 圓

小切手 第 號  
作成  
振出

旅行明細書

年月日	出地	入地	種別	枚数	金額	備考
八月	東京			1		
三日	大塚			1		
四日	大塚			2		
五日	大塚			2		
六日	大塚			2		
七日	小倉			2		
八日	小倉			1		
九月						
一日	大塚			1		
二日	大塚			2		
三日	大塚			2		
四日	大塚			2		
五日	大塚			2		
六日	大塚			2		
七日	大塚			2		
八日	大塚			2		
九日	大塚			1		
十日	大塚			1		

總理廳



局長  
敬請 敬上

昭和二十五年 九月 一日

財閥関係役員  
役員会

總理 藤井 房 會計 部長 敬

速記者に對する謝禮金及び茶類の件

目下、当委實会に於て、新編書籍中、三井鐵山株式會社役員小川良一外、此名の著者として、九月廿日同社関係者である三井高公、三井高陽、秋永善子、三矢の虫頭を求め、弘道堂のことにあつたが、是の速記者を作成するに要が、あつたが、謝禮金及び茶類の件、速記料及び茶類取計を、お願いいたす。

6

第 一 號

北平 119

内 閣

裏面白紙

昭和 年 月 日

練乳料支給調査

五 口 口	單 價
五 時 間	計
五 口 口	支 給 額
口 口	氏 名
若 坂 重 三	住 所
九月三日午後四時 九月四日	考

内 閣

第 號

120

裏面白紙

財再審第九五號

昭和三年九月一日

財閥關係役員再審査委員會事務部長

總理廳官房會計課長殿

速記者に対する謝礼金支出方帳類の件

目下当委員会に於て新願審議中ニ井鐘山株式会社  
社役員山川良一外九名ノ審査に当り九月一日同社關係  
者ニ對シ井高公、井高陽、松永喜子、三氏ノ出頭  
を求め証言せしむることになつたが、之ノ證言ノ速記録を  
作成する必要があるを別紙支出調書ノ通リ速記料  
支出方御取計さい願いたい。

裏面白紙

速記料支出調査

五 〇 〇 〇	單 價
五 時 間	計
三 五 〇 〇	支 給 額
〇 〇	氏 名
岩 城 重 三	備 考
九 月 〇 日 午 後 四 時 十 分 九 時 迄	

裏面白紙

局長

昭和十五年九月

昭  
和  
十  
五  
年  
九  
月

第  
一  
號

第  
一  
號

123

財閥関係役員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長 殿

速記者に付す謝礼金及び方帳類の件

目下為委員會に於て人訴願着致中、之を中絶し、  
会社役員山川長一外九名の着置となり、九月六日同  
申請人以引社長及如田等情の二種及同社役員  
健一、栗木幹の四名の出頭を求め、其の初回は  
之の控室の速記録を作成する必要があるを、別紙及び  
調査の通り速記録及び方帳取引の件を、別紙及び

内  
閣

裏面白紙

昭和 年 月 日

建設材料支出調査

単價	計	支給額	氏名	備考
五〇〇	六	三〇〇	若城重三	九月十日 半斤 十時 十一時 十二時 十三時 十四時 十五時 十六時 十七時 十八時 十九時 二十時 二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 三十日 三十一日

第 號

内閣

裏面白紙

賤再審第九次第

昭和三年九月二日

賤國関係役員再審査委員会事務部長

總理廳官房會計課長殿

速記若に對する謝禮金是出方依頼の件

目下当委員会に於て新編審議中のもので、鎌山株式會社役員山川良一外九名を審査に当り九月六日同申請人山川社長、石田常務、二氏及同社役員坂本健一、栗木幹、四氏を求め、証言をせしむる事になつたが、九の證言の速記録を作成する必要があるが、別紙是出調書を通り是出方御取計にお願いしたい。

裏面白紙

速記料支出明書

五 〇 〇 〇	單 價				
〇 〇 〇	外				
〇 〇 〇	延給類				
〇 〇 〇	氏名				
〇 〇 〇	編				
〇 〇 〇	考				

九月六日  
本町  
五中  
速記料支出  
明書

裏面白紙



局長

昭和二十一年 九月 一日

財閥關係役員再審査委員會事務局長井上蒙

向同總理大臣並田均敬

八月分委員手為支給の件

八月分委員手為を左記のとせり支給方取計を左記とす

一五円圓也	委員長	川添清吉	九	一
一貳円八角圓也	委員	安西浩	八	一
一參円圓也	同	圓坂孝次郎	九	一
一參円圓也	同	加倉五郎	九	一
一參円圓也	同	西山雅一	九	一
一貳円八角圓也	同	大木金次郎	八	一
一貳円八角圓也	同	真井横太郎	八	一

内 閣

裏面白紙

改再審第九七號

昭和二十三年九月二日

以閣下係役員再審查委員會事務局長井上蒙

向閣下總理大臣並田均殿

八月分委員手當支給の件

八月分委員手當支給の件 記 給方取計の支給の件

一	五	所	圓	也	委員長	川添清吉	九	一
一	貳	所	圓	也	委員	安西浩	八	一
一	參	所	圓	也	同	圓城井次郎	九	一
一	參	所	圓	也	同	加島五郎	九	一
一	參	所	圓	也	同	西山雄一	九	一
一	貳	所	圓	也	同	大木金次郎	八	一
一	貳	所	圓	也	同	奥井鏡太郎	八	一

裏面白紙

改訂案第九七號

昭和三年九月二日

以内閣總理大臣所屬之

內閣總理大臣所屬之

八月分委員手當支給の件

八月分委員手當支給の件

記

一	五階	圓也	委員長	川添清吉	九	一
一	貳階	八圓也	委員	安西浩	八	一
一	參階	圓也	同	圓城善次郎	九	一
一	參階	圓也	同	加島五郎	九	一
一	參階	圓也	同	西山雄一	九	一
一	貳階	八圓也	同	大木金次郎	八	一
一	貳階	八圓也	同	奥井鏡太郎	八	一

裏面白紙

事務局長

昭和二十五年 八月 二十七日

事務局長  
事務局長  
事務局長

第 號

130

見聞関係役員再審査委員会事務局長

大蔵省主税局長 敬

集合同酒類特配方依頼の件

今般酒類委員会に於ては新類の審査が終了し、  
とあるが、委員、局長は現由に審査が完了し、  
懸念を兼ねて懸念の集合同を「た」を花記による  
酒類の特配を依頼する。

一人負

局長代理者官

七九

連明係官

七九

集合同事務官

七九

内閣

裏面白紙

昭和 年 月 日

第 號

三打竹 昭和五年八月五日 (全理口)  
三打竹 華員公會 或付外務省 食堂 茶人  
四酒 種類及所費數量

日本酒 一級酒 二本  
麥酒 二打 新水

29/9

內閣

裏面白紙

賦再審第一。詳

昭和二十五年九月十七日

賦税関係役員再審査委員会事務局長

大蔵省主税局長殿

集会用酒類特配方依頼の件

今般当委員会に於ては、弊親の審査が略、完了したる  
ので、委員、局長並びに担当官を交え、總司令部係官  
及び、連調係官を招待し、懇勞を兼ね、懇親の集  
会をいたしました。つきに、酒類の特配を即依頼する。

一人負

局長及び担当官

六名

委員

七名

總司令部係官

七名

連調係官

五名

計二十五名

裏面白紙

六、日將 昭和三年八月十四日 (金曜日)  
三、場所 奉天會館 或 外務省 食堂 以下  
四、酒ノ種類及所需數量

日本酒 一級酒 三本 二本  
麥酒 二打 三打

裏面白紙





賦再審第一二詳

昭和三年九月十七日

賦税関係役員再審並審査員事務局長

東京地方事務局長 敬

委員令会議用煙草特配方板類の件

当委員令会議用として記に依り、  
從來通り特配方板取計三願

記

一人員 委員七名局長以下程当官六名 計十二名

一令議回数 定例週一回月九回臨時月二回 計十二回

一一日一人一本 十三名令議二十六本 十一回 計三十三本

裏面白紙

戰時卷第一二一

昭和三年九月十七日

戰時肉體修養員再考査委員會委員長

東京地方警察局長殿

委員會會議用煙草特配方版類、件

當委員會會議用として左記に依り、  
從來通り特配方御取計願ひたい。

記

一人員 委員七名 局長以下 理当官六名 計七名

一會議回数 定例週一回 月九回 臨時月二回 計十二回

一一日一人一本 十三名各二本 本 十一回 計三〇本

裏面白紙

小切手 第 號  
 作 成  
 振 出

旅費請求書

一金大所白貳拾圓也

旅行用務 取内因係役員昇給審査委員外出旅費

出張地 東京 (山梨縣南巨摩郡身延町)

期 間 自昭和二十五年 八月 一日 至 九月 三日 日間

(別紙用細書を通)

右請求候也

昭和二十五年 九月 十七日

取内因係役員昇給審査委員外出

委員 大木金次郎

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和二十五年 九月 日

同 大木金次郎

支出官総理廳官房會計課長殿

総 理 廳

内 譯

區 分	金 額	備 考
鐵道貨	一六〇〇〇	一六〇八六 斤分 (身延鐵道)
急行料		斤分
船 貨		斤分
航 貨		里 一里二付 圓
車 貨		地方 〇〇〇 日 二付 圓
日 當		地方 〇〇〇 日 二付 圓
宿 泊 料		地方 〇〇〇 日 二付 圓
赴任手當		地方 〇〇〇 日 二付 圓
支 度 料		地方 〇〇〇 日 二付 圓

旅行明細書

年月日	発着地	種別	乗行料	船又ハ航空賃	里數	日數	夜數	備考
八月 一日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 三日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 四日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 五日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 六日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 七日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 八日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 九日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十一日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十二日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十三日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十四日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十五日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十六日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十七日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十八日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 十九日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十一日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十二日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十三日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十四日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十五日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十六日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十七日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十八日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 二十九日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	
八月 三十日	東京	身延	〃	〃	〃	〃	〃	

総 理 廳

裏面白紙

事務局長

事務官

第 號

139

昭和五年 九月二十日

戰國關係改良所董事會事務局長

總理藤首房會計部長

謝金支出方帳簿

光復業者委託員會に於ては、懸著者中、三井物産株式會社、  
 武會社、山川製菓、大外孔氏、等、積著者並に、  
 個人（千九）の成績を求め、其、速記帳簿を作成し、  
 總司令部に報告し、右報告書、作成し、  
 外務省支書課に附し、便宜供與方を依頼し、  
 同課收支夕夕分、係に附し、別紙支出明書、  
 謝禮金として、金貳千五百圓也、支出方印取  
 封し、願ひを。

内 閣

裏面白紙

昭和 年 月 日

謝禮金支出明書

改定ヨリ出ト

二十五元

一五元

一五元

第 號

内 閣

裏面白紙

賤再書第一〇三號

昭和三年九月三日

賤岡野添發員新着査査員会事務局長

總理 藤原房會課長 殿

謝金文以方係類ノ件

先般來為委員会に於ては縣案中、三中鏡山株式会社  
山川良一氏外九氏、許願着査に於り證人(十八名)の  
出頭を求め、其、速記録を作成し、總司令に報告し  
たが、左報告書を作成し、外務省文書課に轉じ  
便宜供與方々係類、同課歐文夕イノ係に於り  
別紙及び調書、通、謝禮金として一圓貳角五百圓  
也、此以方取計、三、願、い、たい。

10/30 佐原房會

裏面白紙

6月 = 17枚  
20枚

謝金支出調書

本陣八支書調取不記支列前  
贈此書八枚五條。五條八  
賊岡内係彼員再署查委員會事務局

氏名	高橋清江	菊池輝子	正本登志子
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	西村治子	櫻尾ト子	小若井カ子
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	吉田徳孝	山口美子	土屋和代
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	柴野輝子	山口恒子	伊藤直子
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	創重徳子	坂歌子	君家セ子
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	内田菊枝	依藤为子	真下昭朗
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	塩見洋子	淡田弘子	小林昭治
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	山口初子	横山紀伊子	横森一郎
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	長沢燭子	猪飼淑子	高橋昭
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	豊崎文代	中村雅子	武藤陽一
金額	八〇	八〇	八〇
氏名	一田妙子	深谷和子	豊口重雄
金額	八〇	八〇	八〇

計二三四〇円

税三九六円

差引二三四〇円

裏面白紙



領收書

氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額
高橋清江	八〇	菊池輝子	八〇	正本登美子	八〇
西村心子	八〇	榎尾心子	八〇	小笠井かづ子	八〇
吉田恒美子	八〇	山口美子	八〇	上屋和代	八〇
紫野輝子	八〇	山口恒子	八〇	伊藤直子	八〇
創重徳子	八〇	堀歌子	八〇	尾家芳子	八〇
山口南枝	八〇	依藤芳子	八〇	尊不昭郎	八〇
塩見洋子	八〇	浜田弘子	八〇	小林昭治	八〇
山口初子	八〇	横山紀伊子	八〇	横森一那	八〇
長次靖子	八〇	猪飼淑子	八〇	高橋照	八〇
豊崎文代	八〇	中村雅子	八〇	武友陽一	八〇
八田妙子	八〇	深谷和子	八〇	豊口重雄	八〇

裏面白紙

改訂 昭和三年九月三十日  
戦再審第一三號

支給済

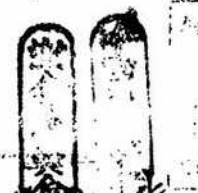
総務府

總理廳 官房 會計課 長 殿

戦国関係委員再審査委員会事務局



謝金支払方依頼の件



先般来为委員会に於ては懸案中の三ヶ箇山株大会社  
山川良一氏外九氏の許願審査に当り證人(十八名)の  
頭を求め、其の逐記録を作成し、總司令に報告し

南 方 支 隊 報 告 書 の 作 成 に つ き 外 務 省 文 書 課 に 特 に  
便 達 快 便 方 を 依 頼 し た の 一 回 課 取 扱 文 書 係 に 対 し  
別 紙 交 付 調 査 通 り 謝 禮 金 七 十 一 一 金 貳 所 五 百 圓  
也 支 出 方 取 扱 計 画 願 望 有 意

裏面白紙

謝禮金及公調書

支給済

出陣(3月26日)後  
至(3月27日)所  
得税

係名	頁数	単價	支給額	備考
外務省文書課 公文及公調書	三五九	100	35900	

裏面白紙

財再審第一三號

昭和三年九月三日

財再審第一三號  
財再審第一三號  
財再審第一三號

總理 廳官 倉課長 殿

謝金 支取 依頼 書

先般來為委員會に於ては懸案中の三井礦山株大合社  
山川良一氏外九氏の許願審査に當り證人(十八名)の  
出頭を求め、其の速記録を作成し、總司令に報告し  
たが、短報告書を作成し、外務省文書課に轉じ  
便宜供與方を依頼したるに、同課歐文タイフ係に對し  
別紙を以て調書を通り謝禮金として一全貳所五百圓  
也、支取方を取對し、願ひたい。

裏面白紙

謝禮金之小冊書

小冊書  
謝禮金之小冊書  
發行所  
發行所

外務省文書課 公文事務課 又卜	係 名	頁數 三九 九	單價 一〇〇	支給額 一三 五〇〇	備 考
-----------------------	--------	---------------	-----------	------------------	--------

裏面白紙



謝禮金及印刷費

係	知	價	類	備	查
外務省文書課 吹文夕念下	三 五 九	一 〇 〇	二 五 〇 〇	一	

裏面白紙

事務局長 為

事務官

総人庶第七九号

昭和廿三年七月廿一日

総理廳官房人事課長

財閥関係役員再審査委員会

のい局長殿

昭和廿三年法律第十二号(政府職員の俸給  
等に関する法律)による暫定給与運用方  
針の改正に関する件

標記の件に關し大藏省給與局長より別紙のとおり申越が  
あつたので通知する。

財再審  
23.7.22  
49号

分

150

裏面白紙



給發第五二九号

昭和廿三年七月十七日

大藏省給與局長

総理官房会計課長殿  
総理官房人事課長殿

昭和二十三年法律第十二号(政府職員の俸給  
等に関する法律)による暫定給與運用方針  
の改正について

昭和二十三年法律第十二号(政府職員の俸給等に関する法律)に  
よる暫定給與運用方針の一部と左記のように改正したからこれによ  
り取扱われたい。

なおこの改正規定は政府職員の新給與実施に関する法律(昭和  
二十三年法律第四十六号)による給與及び昭和二十三年六月以降

の政府職員に俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第九十五  
号)による給與についても適用されるものであるから念のため申し  
添える。

記

第四の二の次に次の註を加える。

(註)右の「職務しなかつた時分」といふ場合の「時分」とは、一般にいう「時分」  
のことであるから「時分未満の端」は、当然これを含まないものと  
例えは「半議行為等」より十分の「職務しなかつた場合」は、その十  
分が右の「職務しなかつた時分」に該当するのであり従つて「時分」  
当りの給與額に十分の十を乗じて得た額と、その十分の一に對す  
る給與として減額することとなり得るものであること。

事務局長

総人展第一〇号

昭和三十三年八月十四日

総理府官房人事課長

財閥関係役員再審査委員之旨

ふん局長殿

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与

の趣意は、特例に於ける法律による給与支給準則

第十四条に於ける退職手当支給基準に関する件

標記の件に關し大藏省給與局長から別紙のとおり申越がらるる

通知する。

事務局長

再審  
25. 1. 19  
満 71

152

裏面白紙

給發第五七四号

昭和二十三年八月六日

総理府官房人事課長

大蔵省給與局長

再々  
23.7.19  
受付第72号

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による給與支給準則第十四條に基く退職手当支給基準について

首題について労働大臣官房秘書課長より別紙甲号の通り協議があつたのを別紙乙号の通り回答したから貴省においても右に準じて取扱われたい。

裏面白紙

別紙

労働省職員退職手当支給細則

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）による給與支給準則第十四條の規定による退職手当（以下退職手当という）の支給細則を次のように定め昭和二十二年十一月一日からこれを適用する。

第一條 勤続六ヶ月以上で退職した職員（以下退職した職員という）の退官退職手当支給準則に準じて受けるべき退官退職手当の額がその者の退職時における給與額（失業保険法第四條に規定する賃金に相当する給與額）に其を以て失業保険法第十七條第一項から第三項までの規定に準じて算出した額（以下退職手当の月額という。）に退職の日の翌日から起算して二年間における失業の日数（通算して百八十日を超えないこと）を乗じて得た額に満たないときはその差額を退職手当として支給する。

第二條 退職した職員が前條の退職手当の支給を受けようとするときは退職後毎月一回その者について定められた日に労働省（都道府県労働基準局、労働基準監督署及び公共職業安定所）を合む以下同じに出頭して失業の認定を受けなければならぬ。

第三條 退職手当は労働省において退職後毎月一回所定の日に退職手当の月額にその日数にその者の失業の口数と乘じて得た額を支給する。

第四條 やむを得ない事由があることを認められるにもかかわらず自己の都合によつて退職した職員に対する退職手当は退職の日の翌日から起算して二ヶ月分はこれを支給しない。

第五條 懲戒処分による退職した職員に対しては退職手当を支給しない。

第六條 退職した職員が詐欺その他不正行為によつて退職した場合は支給しない。

第七條 前項の場合において、支給した額についてはこれを返還させるものとする。

別紙甲号

秘発第二四号

昭和二十三年七月二十六日

労働大臣官房秘書課長

大藏省給與局長殿

昭和二十二年法律第百六十七号第十四條に基く退職

手当支給細基準に關する件

標記の件について、本省においては別紙労働省職員退職手当支給細則案により処理致したく右協議する。

裏面白紙

別紙乙号

給本發第五七二号

昭和二十三年八月六日

大藏省給與局長

労働大臣官房書記長殿

昭和二十三年法律第百六十七号による給與支給規則第十四

條に基き退職手当支給基準に關する件

七月二十六日附秘発第一四一号の議定書に標記の件については異  
存は無い。なお支給細則第二條第二項の規定による失業の認定にお  
いて行政機構の改正等により、或は統合により退職に於ける  
所屬の局長が無い場合にはその事務を継承した者の長がこれを行  
うこととされた。



裏面白紙

事務局長

總會發第一三七六號

昭和二十三年八月二十五日

總理廳官房會計課長



財閥關係役員再審査委員會

事務局長 殿

昭和二十三年度一般會計暫定予算予備費使用決定について

標記の件について別紙の通り閣議決定になったから右御通知する。

總理廳

裏面白紙

157



藏計第八六九號

昭和二十三年八月十六日

大藏大臣・北村徳太郎 宛

内閣總理大臣 芦田 均 殿

昭和二十三年度一般會計暫定予算予備費使用の通知

對 昭和二十三年七月十九日  
總發第一二一〇號照會

左のとおり 財關關係役員審査及び  
同再審査委員會の運営に必要な経費について、昭和二十  
三年度一般會計暫定予算予備費を使用する旨、昭和二十三年八月三  
日閣議の決定を経た。  
なお、節の区分については、別紙使用要求額積算内譯書のとおり。

総 理 廳

裏面白紙



組織別及部	款	項	目	金額	備考
昭和二十三年度 總理府所管 總理府官房 行政部費	總理府	總理本府	2 官吏給 3 給料 4 手當及給與金 6 交際費 8 旅費 9 消耗品費 10 役務費 12 備品費	八四二〇〇〇 八三二〇〇 四五〇〇〇 二四四〇四〇 三〇〇〇〇 七五九〇五 八五一三五 二四四六〇〇 五〇五〇〇	
合計	諸支出金	諸支出金	4 手當及給與金 24 給與特別構 直費	二七二〇〇〇 二二九二四八 一一一三〇〇〇	<p>總理廳</p> <p>46.4</p> <p>1113000</p>

原簿白紙

總會第... 號

昭和二十三年八月二十六日

總務課長



財団法人... 敬

事務室調査上参考資料として執務人員調査... 首領の件は... 別紙稿のとおり大蔵省... から備調査の上毎翌月二日迄に...

平好云  
安みら

裏面白紙





總人庶第九五號

昭和二十三年八月二十七日

總理廳官房人學課長

財閥關係役員再審査委員  
平塚 長  
あまのり

新條給切替進捗状況調査に関する件

標記の件について新給與實施本部長から別紙のとおり照會があつたので至急別紙様式により調査の上御報告願いたい。  
追て實施本部承認済年月日は當課にて明かであるから記入の要はないから申し添える。



裏面白紙

給本發第八十四号

昭和十三年七月二十九日

本部長

内閣官房長官

初任給切替進捗状況調査について

調査の件につき、調査上の要があるので別紙様式により調査の上進給

当部に提出されたい。

なお切替未了の向にあつては、早急に調査具表を作成の上当部と協

調されるよう、特に、これが促進方につき原簿ありたい。

(様式)

初任給切替進捗状況調査簿 〇〇省(廳)

官職名	職	人員	年	月	日	年	月	日	年	月	日	切替年月日	備考
本省	課長以上	五〇人	二	三	六	二	〇						
	係長以上	一八〇人	二	三	六	二	五						
	渉外職員	一五人											
	その他	二八〇〇人	二	三	六	二	五						
計	承認人員	三〇二五人											
	承認人員	二八一五人											
	未承認人員	二一〇人											

記載要領

一 所管の官職別に記載のこと

二 調査区分は、給本發第八、十三、十六、十九号により当部に提出した調査書の区分に従ひ記入のこと

三 承認年月日は当部の承認年月日を記載のこと  
四 提案未提出のものは原案提出年月日欄に未提出と表示すると共に  
考欄にその理由を記載すること

裏面白紙

録会発第一四六六号

昭和二十三年九月二十日

事務官 七

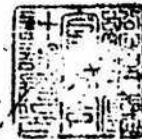
事務官

財再審

23. 25

受付第

総理府官房會計課長



財閥関係証券再審査事務局長 敬

物品取扱細則制定について

今般総理府訓令第十七号（九月十六日官報）により総理府所管物品取扱規程の制定に伴い、物品取扱細則を別紙のとおり制定したから右に、取り扱われたい。

なお本細則施行に伴い、従来の内閣物産出納規程はこれを廢止する。

事務局長 敬

裏面白紙



總理廳物品取扱細則

（物品取扱主任）

第一條 別表に掲げる局課に物品取扱主任（従來の「物品保管人」をいう）を置き、その局課の需用する物品を取扱わしめる。

物品取扱主任は、當該局課長が所屬の事務官の中からこれを命免する。物品取扱主任を命免したときは、すみやかにその官氏名を會計課長に通知しなければならない。

第二條 物品取扱主任は、當該局課需用品の出納及び保管に關して一切の責任を負う。

（帳簿）

第三條 物品會計官吏は、物品出納簿の外、物品出納に必要な補助簿を設ける。

第四條 物品取扱主任は、左の帳簿を設けなければならない。

● 備品台帳

● 消耗品受拂簿

● 概算渡物品受拂簿

第五條 物品は、左の區分によりこれを扱ふものとする。

品	類	類	別
器具機噐、視小道具類雜品等	椅子類、テーブル類、箱類、時計類、子機類、燧火鉢、盆類、臥具類、厨具類、雜機噐類、雜具類		
用紙類、諸帳簿、雜品、筆墨、印肉類、薪炭油類、雜用品等			
郵便切手、郵便はがき、収入印紙、電車回数券、車券			

（物品の請求）

第六條 局課取扱主任は、所定の物品請求書を物品會計官吏に提出して、その局課の需用する物品の交付の請求手續をするものとする。

但し、概算渡物品については、需用數量を見込概算渡請求手続をすることができない。

第七條 前條の請求があつたときは、物品會計官吏はその需用の當否を調査し適當と認められたものについては、交付の手續をなすものとする。

(物品の受領)

第八條 物品取扱主任は、物品請求書の領收欄に受領印を捺印し需用の物品を受領するものとする。

(物品の返納)

第九條 各局課に於て不用品を生じたときは、その都度物品返納書により物品會計官吏へ返納しなければならない。

第十條 各局課から物品の返納があつたときは、物品會計官吏は、その現品を調査し受領の手續をするものとする。

(概算渡物品)

第十一條 概算渡を受けた物品については、物品取扱主任において毎月所定の物品仕簿精算書を作り翌月十日までに物品會計官吏へ提出しなければならない。

第十二條 物品取扱主任の保管する概算渡物品については、毎年三月三十一日現在による精算に基づき、その種高を所定の物品返納書により物品會計官吏へ返納しなければならない。

(物品取扱主任の交替)

第十三條 物品取扱主任が交替したときは、その保管する物品を前任者より後任者へ引渡し、後任者はその物品の保管證書を複製してこれを物品會計官吏へ提出しなければならない。

第十四條 物品會計官吏は、前條の保管證書を受けたときは、取替と照合し、その前任者の保管證書はこれを選付しなければならない。

(物品の亡失賠償)

第十五條 物品を亡失又は毀損した者は、その理由を具した。賠償金を物品取扱主任を経由し、物品會計官吏へ提出しなければならない。

物品會計官吏は、その事實を調査し上司の指揮を受けなければならない。

第十六條 返納物品のうち毀損しているものについては、物品會計官吏はこれに補修を加え他日の需用に供せなければならぬ。  
不用品又は毀損して補修を加え難い物品については、物品會計官吏は上司の指揮を受けこれを処分することが出来る。

(物品の檢閲)

第十七條 會計課長又はその委任を受けた官吏は、在庫及び使用中の物品を檢閲することが出来る。

第十八條 物品會計官吏又はその委任を受けた官吏は、物品取扱主任の設けた帳簿及び現品を檢閲し、使用の適否を監察しなければならない。

本細則施行に伴い従來の内閣物品出納規程はこれを廢止する。

別表

內閣官房

總理廳官房總務課

總理廳官房人事課

總理廳官房庶務課

總理廳官房會計課

總理廳官房自治課

總理廳官房審議室

總理大臣官舍

總理廳統計局

財閥關係員審查委員會事務局

財閥關係員再審查委員會事務局

新聞出版用紙制當專務廳

行政審理廳

小切手 第 號  
作 成  
振 出

旅費請求書

一金四所貳百圓也

旅行用務 賤岡関係復査委員會出張費

出張地 東京 (山梨縣南巨摩郡身延町)

期 間 自昭和三十三年九月五日 至昭和三十三年九月二十日 計十四日間

(別紙明細書を通り)

右請求候也

昭和三十三年 九月二十七日

賤岡関係復査委員會

委員 大木金次郎

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和三十三年 月 日

右

大木金次郎

支出官 總理廳官房會計課長殿

總理廳

内 譯

區 分 金 額 備 考

鐵道貨 九六〇 一〇〇ニ、大軒分 (身延鐵道)

急行料 斤分

船貨 斤分

航空貨 里 一里ニ付 圓

車馬賃 地方 日 日ニ付 圓

日當 地方 日 日ニ付 圓

宿泊料 地方 日 日ニ付 圓

赴任手當 地方 日 日ニ付 圓

支度料 地方 日 日ニ付 圓

旅行明細書

年月日	行先	種別	回数	里數	日數	夜數	備考
九月五日	身延	東京	1		1	1	
九月六日	東京	東京	1		1	1	
九月七日	東京	東京	1		1	1	
九月八日	東京	東京	1		1	1	
九月九日	東京	東京	1		1	1	
九月十日	東京	東京	1		1	1	
九月十一日	東京	東京	1		1	1	
九月十二日	東京	東京	1		1	1	
九月十三日	東京	東京	1		1	1	
九月十四日	東京	東京	1		1	1	
九月十五日	東京	東京	1		1	1	
九月十六日	東京	東京	1		1	1	
九月十七日	東京	東京	1		1	1	
九月十八日	東京	東京	1		1	1	
九月十九日	東京	東京	1		1	1	
九月二十日	東京	東京	1		1	1	
九月二十一日	東京	東京	1		1	1	
九月二十二日	東京	東京	1		1	1	
九月二十三日	東京	東京	1		1	1	
九月二十四日	東京	東京	1		1	1	
九月二十五日	東京	東京	1		1	1	
九月二十六日	東京	東京	1		1	1	
九月二十七日	東京	東京	1		1	1	
九月二十八日	東京	東京	1		1	1	
九月二十九日	東京	東京	1		1	1	
九月三十日	東京	東京	1		1	1	

總 理 廳

裏面白紙

局長

昭和十五年 九月二十一日

財務省事務局長

財務省役員再審査委員事務局長井上豪

内閣總理大臣芦田均殿

九月八日奉復手紙並花紙の通り、是等方取付の旨を承知致す。

九月八日奉復手紙並花紙の通り、是等方取付の旨を承知致す。

一、四竹七面園也	妻直長	川前清三	七
一、武竹八面園也	妻直長	中西浩	七
一、武竹園也	同	園城幸治	八
一、武竹園也	同	加東玉輝	九
一、武竹八面園也	同	西山雄一	七
一、武竹園也	同	大木金太郎	七
一、武竹八面園也	同	奥井俊太郎	七

内閣

裏面白紙

賦并審第一天部

昭和二十二年九月三十日

賦并審係由新審查委員和音初長并上取

九月分審查委員並左記

九月分審查委員並左記

九月分審查委員並左記

記

一四所上白圓也 兼魚長

川添清造

上 兼魚長

一或所上白圓也 兼魚長

平西 浩

上 兼魚長

一參所上白圓也 同

團 兼魚長

上 兼魚長

一或所上白圓也 同

加 兼魚長

上 兼魚長

一參所上白圓也 同

西山 兼魚長

上 兼魚長

一參所上白圓也 同

大木 兼魚長

上 兼魚長

一參所上白圓也 同

奧井 兼魚長

上 兼魚長

裏面白紙



寫

財審合弁一三號

昭和三年十月七日

財國國債投資審査委員會事務局長

財國國債投資委員再審査委員會事務局長

總理廳官房會計課長殿

債券會用酒類特配方依頼の件

債券會用酒類の通り特配方依頼の事

記

一、目的 法令改正に伴う委員會及び子第局の廢止を機会に

西委員會委員及び局長の慰勞懇親を圖るため

二、人員 審查委員九名、局長及び委員二十名

自審查委員七名、局長及び委員八名 計四十名

總理廳

三日時 十月十五日

四、場所 外務省七階食堂

五、酒の種類及び所要數量

清酒 六升

ビール 二打

局長

事務官

第 號

176

昭和三年十月十一日

財閥關係役員再審査委員會事務局

大藏省主税局長殿

貴會酒類財配方收額等件

今般者委員公比於之委員、局長各組為百及  
連明係否を及之總司分部為局係否を及之  
法分改正比件不認中現、  
ノ懸親、貴會公比、  
精配を御依頼等々。

一人負

司分部係否之、連明係否之、  
委員、局長係否之、

内 閣

裏面白紙

昭和 年 月 日

一、日付 昭和二十五年十月十日(日) 中野  
二、場所 外務省食堂(一)  
三、酒の種類及所要数量  
日本酒 三本(一級酒)  
麥酒 二打

第 號

内閣

裏面白紙

177

高

賦再審第一〇九號

昭和三年十月十日

賦税関係改良再審委員会事務局長

大蔵省主税局長殿

集会用酒類特配方依頼の件

今般為委員会に於て委員、局長各担当官及連調係  
官を交え、總司令部為局係官を招待し、決分改公に  
伴、諸事項及場董等の諸懸案等について打合せを  
行ひ、兼和之係官相互の懇親の場、集會をいたし、  
尤記に依つて酒類の特配を御依頼する。

記

一人負

總司令部係官 五名

連調係官 五名

委員

負

二名

局長、各担当官 六名

計 二十一名

内

裏面白紙



事務局長

事務官

延奉

180

取付書

昭和二十一年十月十五日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

東京地方労働局長

委員余金敬用燃事増配万候種

此委員余金敬用と一花記に依り、  
性来通り増配万御取申之候事。

一人 員 為長以下 推当 不在 不在  
 余金敬用 追加 追加 追加  
 一人 員 追加 追加 追加

内閣

裏面白紙

高

取丹番第... 雜

昭和二十三年十月十三日

取丹番係... 雜

東京地方警察局長殿

委員会... 雜

通... 雜

一人員... 雜

一回回数... 雜

一回回数... 雜

内

裏面白紙



財連中五号  
昭和三年十月十日

財閥関係役員審査委員会事務局

財閥関係再審査委員会事務局

総理府官房会計課予算係長中

建物坪数調について

十月八日附御照会については新開用紙割当事務序上り  
一括報告されること、思はれるが兩事務局にて使用中の  
坪数別紙の通りである

内

裏面白紙



音局別	片倉	延坪敬	備考
財源調査係役	三立坪		旧日産館四階鉄筋
復査委員			三行リト造
会事務局			
同再査委員	一〇坪		同
復会事務局			
合計	三三坪		

裏面白紙

平保乃

終人麻第一六四號

昭和二十三年十月十三日

總務課官房人稱課長

財閥關係役員再審査委員會

事務局長殿

昭和二十三年政令第五十六號による臨時検査の

退職手當に関する件

標記の件について大藏省給與局長より別紙のとおり申越があつたので通知する。

財再審  
23.10.15  
受付第/10号

めくれず

裏面白紙

別紙

給費第六八一號

昭和二十三年十月五日

大藏省給與局長

總務廳官房人事課長殿

昭和二十三年政令第五十六號による臨時職員の  
退職手當について

昭和二十三年政令第五十六號の職託制度の廢止に關する政令による臨時職員は、臨時職員取扱方針（昭和二十三年九月二十九日附臨時人事委員會事務局任用票）に基き、その人員を減少整理されることになつたので、此の際引續き雇員に振り替へた職員の退職手當は、左記により取扱われたい。

記

- 一、 退官、退職手當支給準則（以下準則といふ。）第一條第二項但書の規定にかかわらず退職手當は支給しない。
- 二、 在職期間は、準則第八條第二項但書の規定にかかわらず雇員の在職期間に通算する。

事務局長

總務部第一五七二號

昭和二十三年十月十四日

總務部官房會計課長

本部長 櫻井 敬  
副部長 佐藤 清  
全事務局長

超過勤務手当支給について

職務時間外勤務については従来より相當職務なる勤務をとられておられることと思ひますが現在のまゝでは経理上の困難を來し支給不能なる状態なので今後職務時間外勤務については毎現在記の金額範圍内にて支拂出來得るより格段の働工夫御意見を願ひします。

一命 六三九〇圓也

合計

再審  
23.10.16  
交付第112号

186

裏面白紙

事務局長

事務官

第 187 号

187

取付事務簿

昭和二十五年十月二十日

財閥関係役員再審査委員事務局長井上豪

内閣總理大臣 吉田 茂 敬

奉復手為支給継続方々件

本年五月二十五日附取付事務第一八號を以て貴府へ送附した  
 奉復手為として、同種奉復手長五ヶ箇、委員奉復手箇  
 支給に付、御承知を仰せ、  
 奉復手箇を申請され、  
 従来と同様の手為支給の方即承認を願ふべく、同様  
 法律及び予算案の核対並に、委員奉復手箇を添付  
 して、申請する。

内閣関係役員再審査委員事務局長五ヶ箇

内閣

裏面白紙

養育費を圓の萬圓に充てたいといふが、  
即ち私の上からいへば、即ち一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、百一、百二、百三、百四、百五、百六、百七、百八、百九、百十、百十一、百十二、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百十八、百十九、百二十、百二十一、百二十二、百二十三、百二十四、百二十五、百二十六、百二十七、百二十八、百二十九、百三十、百三十一、百三十二、百三十三、百三十四、百三十五、百三十六、百三十七、百三十八、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四、百四十五、百四十六、百四十七、百四十八、百四十九、百五十、百五十一、百五十二、百五十三、百五十四、百五十五、百五十六、百五十七、百五十八、百五十九、百六十、百六十一、百六十二、百六十三、百六十四、百六十五、百六十六、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二、百七十三、百七十四、百七十五、百七十六、百七十七、百七十八、百七十九、百八十、百八十一、百八十二、百八十三、百八十四、百八十五、百八十六、百八十七、百八十八、百八十九、百九十、百九十一、百九十二、百九十三、百九十四、百九十五、百九十六、百九十七、百九十八、百九十九、百、

内  
閣

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)



賤再審第一三號

昭和三年十月二十日

賤関係役員再審査委員公事務局長

井上 毅

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

委員手当支給繼續方の件

本年五月十五日附賤再審第一三號を以て案請の結果委員手当として月額委員長五千圓委員各千圓支給に付て御承認を得たが、十月一日以降も従来通り委員会を御催され、新願の審裁も当初より非常に複雑となり関係上多大の労力を費す遺憾心あるが、従来と同様の手当支給方即承認を願ひたく、関係法律及び予算の抜粋並に委員名簿を添付し、以て申請する。尚ほ賤関係役員審査委員会の分は委員長五千圓

裏面白紙

参 叢 考 行 園 乃 高 芝 然 之 れ へ いる 乃 乃 乃 美 併 せ ぬ 御  
リ 也 う 承 乃 上 一 乃 乃 乃 御 願 一 乃 乃 。

裏面白紙



財閥關係改良委員會委員名單

氏名	現職	職	備考
川添清吉	辯護士	法學博士	委員長
安西浩	東京瓦斯株式會社常務取締役		委員
岡城幸次郎	日本經濟新聞社編輯長		"
加島五郎	持株整理委員會 委員長		"
西山雄一	東京生命保險株式會社常務取締役		"
大木金次郎	大友產業株式會社社長		"
曾井復太郎	慶應大學 教授		"

裏面白紙

昭和23年度 予備費使用要請額

戦国関係教育基金と同再教育基金の運営に用いる経費74,200,000  
戦国関係教育基金と同再教育基金の平成14年度9月迄の所費  
額を計上し、10月以降の引續に能償するに必要としたので、  
経費の予算外に、10月迄の経費の予備費の使用を要請する。

組織別及び種別項目 要求額 備考

(組織別) 各所

行政部

企画部

総務部

予備費 16,000,000 (100%)

裏面白紙

日本標準規格 JIS (十四行罫)

総 理 廳



昭和23年度 予備費使用要求額

戦国関係役員審査及同再審査委員会の運営に因る経費 174,210円

戦国関係役員審査及同再審査委員会、予算は本年9月迄の所要額を計上したが10月以降も引續繼續するに於て之が経費は予算外に生じた費途であるから予備費の使用を要求する。

組織別及び部款項目 要求額 備考

(総理府官房)

行政部費

内閣及び各府

総理府

A. 年当及び給與金 162,695.00 (24A)

裏面白紙

積算内訳書

組織別及部	款	項	目	金額	備考
昭和二十一年度 總理所管 總理所官房 行政部費	總理所	總理所	事務及給與金	16,269.00	(2745)

裏面白紙

高

旅費請求書

一金八円四角六拾貳圓

旅行用務

下記会社より旅費請求書を提出し、概算額を認め、現金を交付する旨の指示あり。日本たばこ株式会社

出張地

大阪市

期間

自昭和二十一年十一月一日  
至昭和二十一年十一月六日間

右請求候也

昭和二十一年十一月十九日

賦岡内係役員昇格審査委員会事務局

局長 井上 象

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和二十一年十一月十九日

井上 象

支出官 総理廳官房會計課長殿

総理廳

内 譯

區 分	金 額	備 考
鐵道貨	八〇〇〇	斤分
急行料	五〇〇	斤分
船貨		斤分
航空貨		斤分
車馬賃		里 一里二付 圓
日當		地方 一日二付 一九二圓
宿泊料		地方 一日二付 九〇圓
赴任手當		地方 一日二付 七五圓
支度料		



馬

旅費請求書

一金六所四百圓也

旅行用務 (小札金社の戦国関係役員の職務実況調査) (局長の随行者) 往復金原株大合社、日本三三六株大合社

出張地 大阪市

期 間 自昭和二十三年 十月 一日 至昭和二十三年 十月 五日 日間

右請求候也

昭和二十三年 十月 五日

戦国関係役員再調査委員事務局

局長

平塚

勇

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和二十三年 十月 日 左

平塚

勇

支出官総理廳官房會計課長殿

總 理 廳

内 譯

區 分	金 額	備 考
鐵道貨	二四〇〇〇	二二〇〇〇 斤分
急行料	五〇〇	斤分
船貨		斤分
航空貨		斤分
車馬賃		里 一里二付 圓
日當	七〇〇	地方 一日二付 一〇〇 圓
宿泊料	八〇〇	地方 一日二付 一〇〇 圓
赴任手當		地方 一夜二付 〇 圓
支度料		地方 一夜二付 〇 圓

小切手 第 號  
作 成  
振 出





旅費請求書

一金四所參百貳拾圓也

旅行用務、取回關係役員并着並委員會以公席

出張地 東京 (山梨縣南巨摩郡身延町也)

期 間 自昭和二十一年九月二十六日 至昭和二十二年十月六日間

右請求候也

昭和二十一年十月一日

取回關係役員并着並委員會

委員 大木金次郎

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和二十一年十月一日

左

大木金次郎

支出官 總理廳官房會計課長殿

總理廳

内 譯	區 分	金 額	備 考
鐵道貨	八八〇一	一三四八	斤分
急行料			斤分
船貨			斤分
航空貨			斤分
車馬貨			里 一里二付 圓
日當	× 〇 〇 一		地方 日 二付 圓
宿泊料	△ 〇 〇 〇 一		地方 日 二付 圓
赴任手當			地方 夜 二付 圓
支度料			地方 夜 二付 圓

小切手 第 號  
作 成  
振 出



事務局長

昭和二十五年十一月六日

財閥関係役員再審査委員会事務局長井上泰

内閣總理大臣 吉田 茂 破

十月念委委員手当支給の件

十月念委委員手当支給の件、上掲の支給方針を以て  
以て之。

一 五件内也	委員長	川 添 清 彦	全同出席
一 参件内也	委員	安 西 浩	"
一 参件内也	同	園 城 孝 次 郎	"
一 参件内也	同	加 島 五 郎	"
一 参件内也	同	西 山 雄 一	"
一 参件内也	同	大 木 金 次 郎	"
一 参件内也	同	身 井 健 次 郎	"

内閣

裏面白紙

第 一 号  
200

賤新審第二九號

昭和二十三年五月六日

賤閣内務省復新審査委員会事務局局長井上豪

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

十月分委員手当支給の件

十月分委員手当左記のとほり支給方取計を右欄に左記

一 五所園也	委員長	川添 清造	全回出席
一 参所園也	委員	安西 浩	"
一 参所園也	同	園城 孝次郎	"
一 参所園也	同	加島 五郎	"
一 参所園也	同	西山 雄一	"
一 参所園也	同	大木 金次郎	"
一 参所園也	同	奥井 復太郎	"

裏面白紙

賊舟審察二九紳

昭和二十五年七月六日

賊舟南條俊英舟審査本部局長井上毅

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

十月分委員手当支給の件

十月分委員手当支給の件  
記  
川添清造 全田公彦

一 五所團也	委員長	川添清造	全田公彦
一 參所團也	委員	安西 浩	"
一 參所團也	同	園城寺次郎	"
一 參所團也	同	加島五郎	"
一 參所團也	同	西山雄一	"
一 參所團也	同	大木金次郎	"
一 參所團也	同	奥井復太郎	"

裏面白紙

事務局長 務

事務官 1

昭和二十一年十一月六日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

御理行首務会計課長 敬

御金支出の仮種の内

光復米が委負金として採用関係役員の新種着  
付したるが、着量も終つた。その審査金  
状況は御引合の御報告に基き、左様書か  
す。外務省又は貴課の時に便宜上、貴方  
同課收支の資料に様一別紙を添付書、通  
御理金として、一全等所務局同此を  
之の類にせよ。

本件御報告は、御報告に基き、  
及事務課の御報告に基き、

内 閣

裏面白紙

北条 昌

206

新撰金友大明書  
屬分卷之三

氏名	高橋清江	西折治子	吉田徳美子	柴野輝子	創重徳子	内田菊枝	塩見洋子	山口初子	長沢瑞子	豊崎美代	八田妙子
金額	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
氏名	菊池輝子	緑尾	山口美子	山口恒子	坂歌子	依藤高子	浜田弘子	横山記伊子	猪飼淑子	中利雄子	深谷和子
金額	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
氏名	正木登志子	小島井加子	上原和代	伊藤直子	尾家	真下	小林照治	横森一那	高橋	武友陽一	豊口重雄
金額	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
備考											

裏面白紙



賤丹書第一三號

昭和三年十一月六日

賤岡関係役員丹書審査委員会事務局長

總理廳官房会計課長殿

謝金並出方依頼の件

先般美為委員会に於ては、賤岡関係役員の新願審査を行つて来たが、審査も略終了となり、審査全般の状況を總司令部に報告した。右報告書の作成に、ついで外務省文書課に特に便宜供與方を依頼した。ついで同課政文タリノ係に附し別紙並出調書の通り謝礼金として、金倉所参白團也並出方即取計らひ願いたい。

裏面白紙

賤岡岡係仗員科着查本員会事務局

謝禮金支出調書

氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額	備考
高橋清江	100	菊地輝子	100	正本堂志子	100	
西村治子	100	椽尾トヨ子	100	小岩井ハナ子	100	
吉田復美子	100	山口美子	100	上屋和代	100	
柴野輝子	100	山口恒子	100	伊藤直子	100	
創重徳子	100	坂歌子	100	君家志子	100	
内田菊枝	100	依藤芳子	100	真下昭那	100	
塩見洋子	100	浜田弘子	100	小林昭治	100	
山口初子	100	横山紀伊子	100	横森一那	100	
長沢靖子	100	猪飼淑子	100	高橋昭	100	
豊崎文代	100	中村雅子	100	武藤陽一	100	
八田妙子	100	深谷和子	100	豊口重雄	100	

裏面白紙

謝禮金額收書

賤内関係致意并寄在委員金第第第

高橋清江	西村治子	吉田美子	柴野輝子	劍重徳子	向田菊枝	塩見洋子	山口初子	長沢靖子	豊崎文代	八田妙子	氏名	金額	備考
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
菊池輝子	榎尾トヨ子	山口美子	山口恒子	坂藤マ子	淡田弘子	猶山紀子	猪飼淑子	中村雄子	深谷和子	氏名	金額	備考	
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
正木登志子	小笠井カ子	上屋和代	伊藤直子	君家光子	直下昭郎	小林昭治	高橋昭	式藤陽一	豊口重雄	氏名	金額	備考	
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				

裏面白紙



事務局長

事務官

第 號

211

昭和五年五月廿五日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

總理 藤田 房 會計 藤田 長 敬

總司今部常任秘書長及公方版類之件  
 本司于五月廿五日以前之件、通一總司今部  
 係定也知時、通一、總司今部、通一、總司今部  
 今也開議致一、總司今部、通一、總司今部  
 今也開議致一、總司今部、通一、總司今部

内 閣

裏面白紙

昭和 年 月 日

第 號

總司本群場官署事務是也明書

一人員 總司本群場官署事務 計八名

局長 水二名

場所 井上局長事務所 (平定)

料理費 一人三所 六五〇日 八人 計一〇四〇〇日

内閣

裏面白紙

賤再審辨外

昭和三十三年十月十六日

賤内閣係役員再審査委員会事務局長

總理廳官房會計課長殿

總司令部係官招買費支出方依頼の件

本月二十日の別紙支出調書の通り總司令部係官を  
招待し過去、懸賞金を兼ねて懇親の會を開催致し  
たいが、右に要する経費として一金壹万円也支出方  
却取計らい願いたい。

裏面白紙

總司令部係百招宴費支出調書

一人員

總司令部係首

四名

局長外三

四名

計八名

一瑞州井上局長印

(平送)

一料理費一名二付一三五〇〇〇八名分計一〇〇〇〇〇〇〇〇

裏面白紙



平海局長

事務官

第 號

215

財閥關係役員再審査委員會事務局長

昭和二十五年十一月九日

財閥關係役員再審査委員會事務局長

東京地方事務所局長 敬啟

委員會會議用煙草 貴會方依種  
委員會會議用古七花記紙  
從來通一特能方印取計之類  
記

人員 委員會局長 敬啟

會議用紙 定例用紙

一人用紙 古七花記紙

裏面白紙

內閣

賤再審第一三六號

昭和三年十一月二十日

賤内閣條條員再審審査員會事務局長

東京地方警察局長殿

委員會會費納用煙草時配方依頼の件

委員會會費納用として左記に依り「ヤン」にヨロ本從來通り時配方卸取計の額を願ひたい。

記

一人 員

委員七名 局長担当一名

計八名

一 會議回数

定例週三回 月九回 臨時二回

計十一回

一 一人一回の本

十三名 八名 十六名 十一回

計三〇本

裏面白紙



昭和 年 月 日

六日 昭和五年五月二十一日 (大正)

山崎所 外務省入館

四浦ノ 櫻井及竹東館

(一級油)

日天海 一軒

第 號

内 閣

裏面白紙

賤再審第一三號

昭和三十三年七月二十日

賤司因係役員再審査委員会事務局長

大蔵省主税局長殿

集金用酒類特配方依頼の件

今般当委員会に於て委員、局長、各組、当組、及連調係首長  
委員、總司、令部、為局長、各組、招待、一過、去、の、慰勞、を  
兼ね、又、總親の集金を、一、た、い、が、左記に依て酒類の特配  
を仰依頼する。

一人

委員

總司 今部 徳五 四名  
委員 七名  
局長 及 組長 五名

計 二十名

二日

時

昭和三十三年七月二十五日(不曜日)

裏面白紙

三場 所 外務省 倉 堂  
四酒ノ種類及所要数量

日本酒 三本 (一級酒)  
麥酒 二打

裏面白紙

220



戦舟番第一三八神

昭和三年七月三日

戦国関係役員舟番査査委員会報告書

内閣總理大臣 吉田 毅

十一月分役員手当支給の件

十一月分役員手当支給の件  
記  
十一月分役員手当支給の件  
支給の方取計を右様いふ

一	五所	同也	委員	長川	清志	全回	出席
一	参所	同也	委員	安西	浩		
一	参所	同也	同	岡	成		
一	参所	同也	同	堀	島		
一	参所	同也	同	白	小		
一	参所	同也	同	大	木		
一	参所	同也	同	奥	井		

裏面白紙



戦野署第三二部

昭和三年七月三日

内閣関係役員昇格審査委員会事務局長井上象

内閣総理大臣 芳田茂殿

十一月分委員手当支給の件

十一月分委員手当は左記のとおり支給の旨を願ひたい。

記

一	五所	同也	委員長	川崎清吉	全回出席
一	参所	同也	委員	岩田 浩	"
一	参所	同也	同	岡成善治郎	"
一	参所	同也	同	加島五郎	"
一	参所	同也	同	白小雄一	"
一	参所	同也	同	大木金次郎	"
一	参所	同也	同	奥井復太郎	"

裏面白紙

旅費請求書

一金貳仟六百四拾圓也

旅行用務 代岡關係役員昇署審査委員会公席

出張地 東京(山梨縣南巨摩郡身延町迄)

期間 自昭和二十三年一月十四日 至昭和二十三年一月二十七日間

右請求候也

昭和二十三年一月二十日

代岡關係役員昇署審査委員会

委員 大木金次郎

前記ノ金額正ニ領收候也

昭和二十三年一月二十日

大木金次郎

支出官 總理廳官房會計課長殿

總理廳

第 號  
第 切手  
成  
振 出

内 譯

區 分 金 額 備 考

鐵道貨 六四〇一六七四〇五分

急行料 〇

船貨 〇

航空貨 〇

車馬貨 〇

日當 〇

宿泊料 八〇〇〇

赴任手當 〇

支度料 〇

斤分 斤分

里 一里二付

地方 日二付 日二付

地方 夜二付 夜二付

四圓 四圓 四圓



事務局長

事務官

〇 今 計

226

昭和二十一年 二月 一日

財閥関係役員再審査委員会事務局長

外務大臣官房外環課長 敬

給與説明送付の件

当事務官が送付したる花紙五枚分の送達期満手書  
送達期日付添付の書を通りかかると不可知  
取付意趣を云

記

- 一 対別資料部 副部長 三川 國 重 利
- 一 大 塚 隆 夫
- 一 人 事 課 長 岩 井 隆 夫
- 一 人 事 課 長 岩 井 隆 夫

内 閣

裏面白紙

602

	本浦 校			本 城 男			本川園聖利		
	支給額	所費額	現金支給	支給額	所費額	現金支給	支給額	所費額	現金支給
5月分							1,652.91	2,227.80	1,400.90
6月分							2,422.91	2,227.80	1,915.18
6月分	2,227.80	2,227.80	1,635.85	2,227.80	2,227.80	1,544.66	2,227.80	2,227.80	1,726.50
7月分	2,227.80	2,227.80	1,277.19	2,227.80	2,227.80	1,670.51	2,227.80	2,227.80	1,866.00
6.7月通分	4,455.60	4,455.60	2,912.94	4,455.60	4,455.60	3,215.17	4,455.60	4,455.60	3,592.50
8月分	2,166.91	2,166.91	2,227.80	2,166.91	2,166.91	1,772.00	2,166.91	2,166.91	2,227.80
9月分	1,506.50	1,506.50	1,192.50	1,506.50	1,506.50	1,222.00	1,506.50	1,506.50	1,222.00
10月分	1,912.31	1,912.31	1,492.31	1,912.31	1,912.31	1,222.00	1,912.31	1,912.31	1,222.00
11月分	1,998.50	1,998.50	1,492.31	1,998.50	1,998.50	1,222.00	1,998.50	1,998.50	1,222.00
12月分	1,706.20	1,706.20	1,222.00	1,706.20	1,706.20	1,222.00	1,706.20	1,706.20	1,222.00

裏面白紙

日本標準簿籍 35 (十四行紙)

右原 本 以 取 9 時 分 1 時  
 総務課長 倉田 幸次郎 印

総 理 廳

賤丹審第一三三號

昭和三十三年十二月三十一日

賤丹閣係彼負責再審委員會事務局長

外務大臣官房會計課長殿

檢點證明送附の件

為事務局長以上首長より業務中「花記」を如何に通過  
勤勞手当支給證明書、通しを為す可き  
却取計、願ひを以て

記

- 一、特月資料部 副領事 吉川園 重利
- 一人加保蔵典 事務官 三浦 俊
- 一人加保蔵典 事務官 平塚 勇

総 理 廳

